

朝霞市地域防災計画

総則・予防計画編

第1章 総 則

第2章 災害予防計画

総則・予防計画編の目次

第1章 総 則	1(9)
第1節 計画の目的	3(11)
第1 計画の目的.....	3(11)
第2 計画の策定.....	3(11)
第3 計画の構成.....	5(13)
第2節 朝霞市の概況	6(14)
第1 自然条件.....	6(14)
第2 社会条件.....	7(15)
第3 災害履歴.....	8(16)
第4 地震被害想定.....	12(20)
第5 災害危険箇所.....	14(22)
第3節 防災関係機関の業務大綱等	15(23)
第1 概要.....	15(23)
第2 市.....	15(23)
第3 消防.....	15(23)
第4 県.....	16(24)
第5 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）.....	16(24)
第6 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地））.....	19(27)
第7 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）.....	19(27)
第8 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）.....	20(28)
第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者.....	21(29)
第10 市民.....	23(31)
第11 自主防災組織.....	23(31)
第12 事業所.....	23(31)
第4節 減災目標	24(32)
第1 基本目標.....	24(32)
第2 基本方針.....	24(32)
第2章 災害予防計画	27(35)
第1節 建築物・施設等の耐震性向上	29(37)
第1 建築物等.....	29(37)
第2 ライフライン施設.....	30(38)
第3 交通施設.....	31(39)
第4 河川.....	31(39)
第2節 防災都市づくり	32(40)
第1 防災都市づくりの基本.....	32(40)
第2 市街地の整備等.....	33(41)
第3 不燃化等の促進.....	33(41)
第4 オープンスペース等の確保.....	34(42)
第3節 地盤災害の予防	35(43)

第1 軟弱地盤地域の安全対策	35 (43)
第2 宅地等の安全対策	35 (43)
第4節 火災・危険物災害の予防	36 (44)
第1 出火防止	36 (44)
第2 初期消火体制の充実	37 (45)
第3 危険物施設の安全化	37 (45)
第5節 災害に強い組織・地域づくり	38 (46)
第1 市の防災組織	38 (46)
第2 協力体制の確立	38 (46)
第3 自主防災組織の整備	39 (47)
第4 民間防火組織の整備	40 (48)
第5 事業所等の防災組織の整備	40 (48)
第6 ボランティアの活動環境の整備	41 (49)
第7 地域防災ネットワークの構築	42 (50)
第6節 防災教育	44 (52)
第1 市職員に対する防災教育	44 (52)
第2 学校・事業所における防災教育	44 (52)
第3 市民に対する防災知識の普及	45 (53)
第7節 防災訓練	46 (54)
第1 総合防災訓練	46 (54)
第2 個別訓練	46 (54)
第3 訓練の検証	47 (55)
第8節 調査研究	48 (56)
第1 防災計画の検証等	48 (56)
第2 災害対策に関する調査研究	48 (56)
第9節 防災活動拠点の整備	49 (57)
第1 防災活動拠点の整備	49 (57)
第2 緊急輸送ネットワークの整備	49 (57)
第10節 災害情報体制の整備	51 (59)
第1 情報通信設備の安全対策	51 (59)
第2 情報収集・伝達体制の整備	51 (59)
第11節 災害に備えた体制整備	53 (61)
第1 消防力の強化	53 (61)
第2 救急救助対策	54 (62)
第3 医療救護対策	55 (63)
第4 避難対策	55 (63)
第5 給水、食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	59 (67)
第6 帰宅困難者対策	62 (70)
第7 遺体の埋・火葬対策、防疫・清掃対策	63 (71)
第8 被災住宅対策	64 (72)
第9 文教対策	64 (72)

第10 要配慮者の安全確保対策	65(73)
第11 女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策	71(79)
第12 ペット対策	72(80)
第12節 水害予防対策	73(81)
第1 河川施設の整備	73(81)
第2 雨水対策の推進	73(81)
第3 浸水想定区域の周知徹底	74(82)
第4 水防体制の整備	74(82)
第5 流域治水等の推進	74(82)
第6 地下空間対策	74(82)
第7 要配慮者利用施設等の対策	74(82)
第13節 複合災害予防対策	76(84)
第1 複合災害に関する知識の普及	76(84)
第2 防災施設等の整備	76(84)
第3 複合災害時対策の検討	76(84)

第1章 総則

第1節 計画の目的

第2節 朝霞市の概況

第3節 防災関係機関の業務大綱等

第4節 減災目標

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、朝霞市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 1 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 消防、水防等災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 自衛隊等応援要請に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

なお、本計画の対象災害は、災害対策基本法第2条第1項の規定による地震、豪雨、暴風等の自然災害又は大規模な火災及び事故とする。これらの災害、事故に起因しない感染症の大流行等の危機事象については、関係法令等に基づく対策計画により主管部署が対策本部等を設置して対処するものとする。

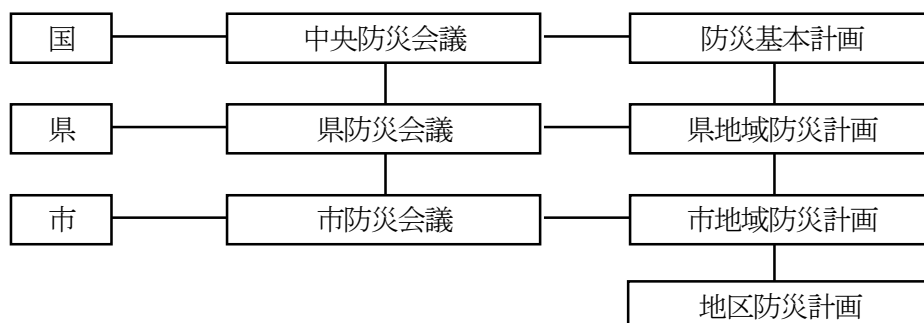
第2 計画の策定

- 【資料編】 2-1 朝霞市防災会議条例
 2-2 朝霞市防災会議委員一覧

1 地域防災計画の策定

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



2 防災会議

市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
 - (3) 上記(2)に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- なお、防災会議の庶務は、危機管理室があたる。

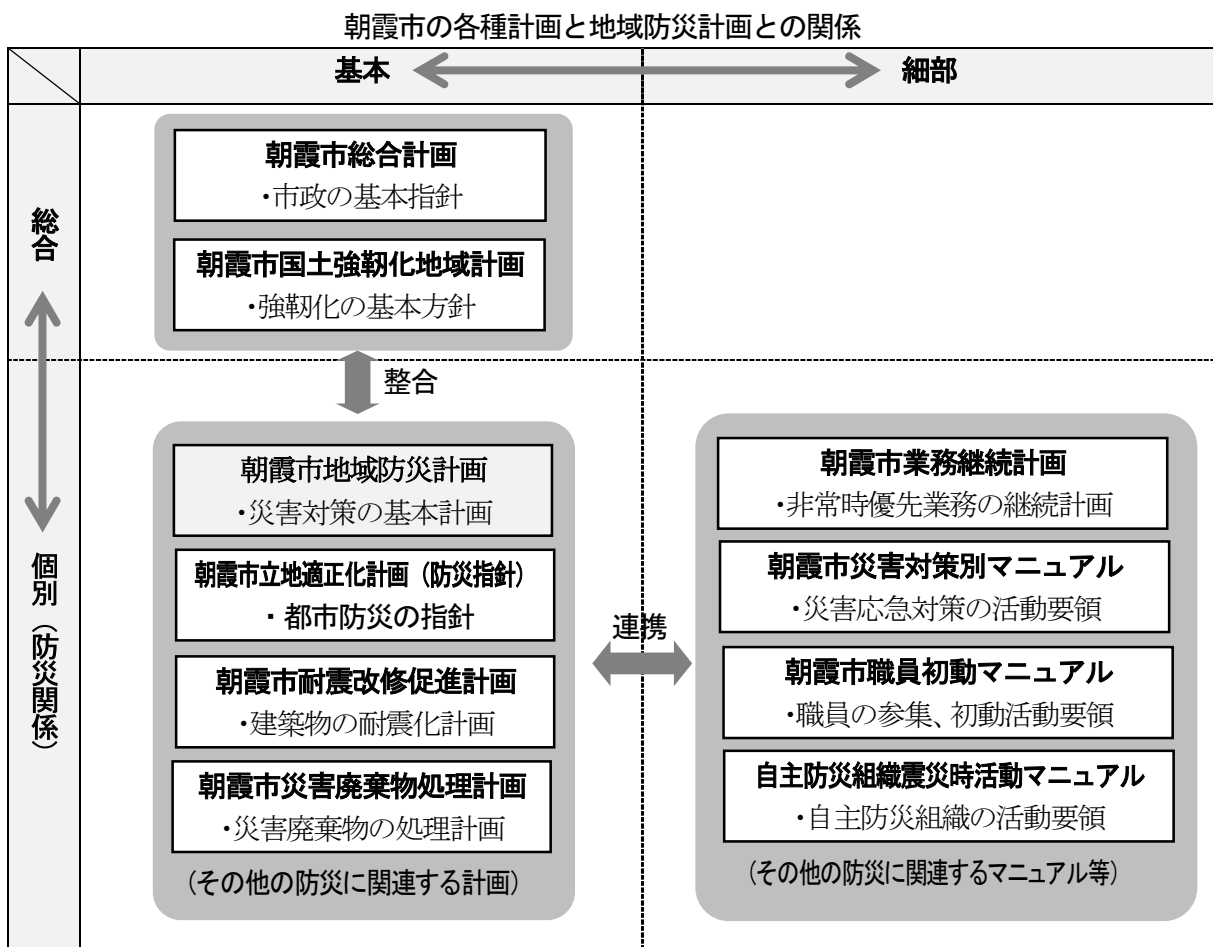
3 地区防災計画の位置付け

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2の規定に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

4 他の計画等との関係

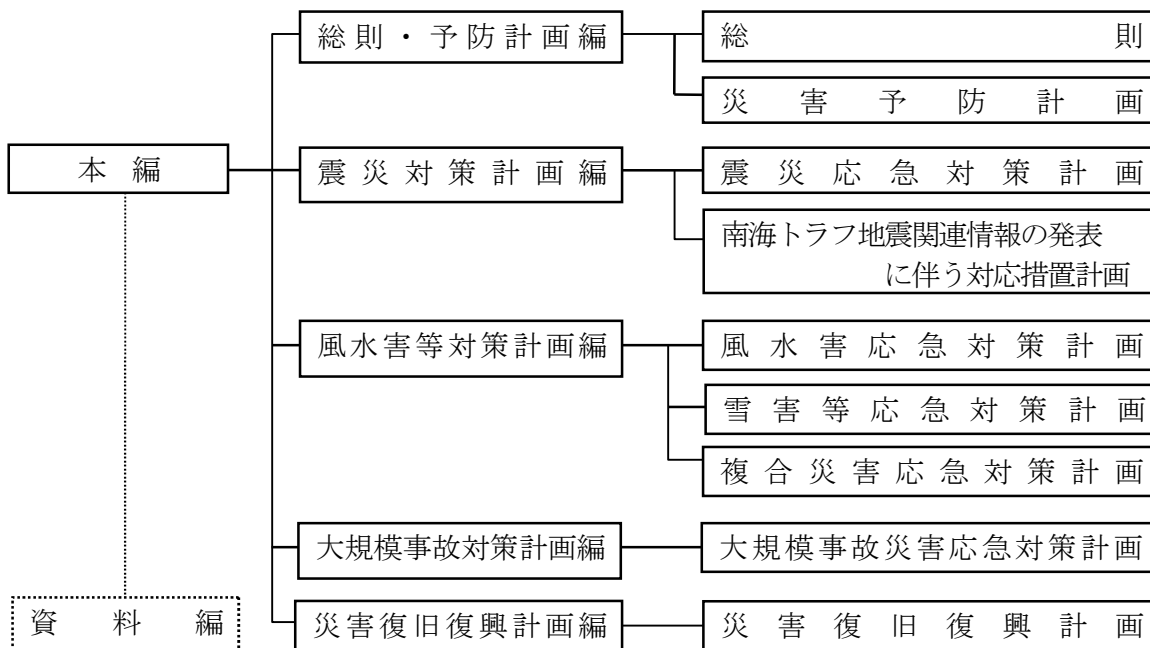
朝霞市地域防災計画は、地域の防災に関する基本計画であるが、市政の基本指針である朝霞市総合計画や市域の強靱化の基本方針である朝霞市国土強靱化地域計画と矛盾のないように定める。

また、朝霞市地域防災計画は、防災分野の個別計画であり、同じく防災分野の個別計画である朝霞市立地適正化計画等と整合するように定めるとともに、地域防災計画の実行性を確保するため、防災関連の細部計画や各種マニュアルに具体的なアクションプランや対応要領を定めるものとする。



第3 計画の構成

この計画は、本編及び資料編で構成する。構成は、次のとおりとする。



第2節 朝霞市の概況

第1 自然条件

1 位置及び面積

朝霞市は、北緯35度47分、東経139度35分に位置し、東西4.6km、南北6.3km、総面積18.34km²の広さを有する。埼玉県南部に位置し、市の東側は戸田市に、北側はさいたま市及び志木市に、西側は新座市に、南側は和光市及び東京都練馬区に接し、都心からの距離はおよそ20kmである。

2 地勢

朝霞市の地形は、市の中央から南西にかけて分布する標高30m～40mの台地と、台地の中央部を流れる黒目川沿いの低地及び荒川沿いの標高5m前後の低地に大別できる。標高は、台地部の54.92mを最高とし、最低は低地部の2.00mである。台地は、全体として南西から北東にむかって緩やかに傾斜している。

台地の中央部を流れる黒目川沿いには、低地が広がり起伏の少ない地形となっているが、水の流下方向にむかってやや勾配がある。荒川・新河岸川沿いの低地と黒目川沿いの低地の合流部には、自然堤防がみられ、周辺の低地に比べて標高が若干高くなっている。この自然堤防によって、黒目川の谷は閉塞される形状になるため水はけが悪く、岡から浜崎・溝沼にかけての地域では、湿地や浅い沼が形成されていた可能性がある。

荒川沿いの低地は、極めて起伏の少ない低地となっている。荒川と並行して流れる新河岸川との間には、細長い凹地形状を呈す旧河道が非常に多くみられる。

なお、台地の縁辺部に急斜面が分布する。また、台地を刻んだ浅い谷には緩斜面が形成されている。急斜面、緩斜面とも過去に土砂崩壊が発生した形跡が残っているが、規模としてはいずれも小さい。

朝霞市の地質は、荒川低地が沖積層を主体とし、台地が河岸段丘堆積物（砂、砂礫層）と、その上部に存在する武蔵野、立川ローム層（関東ローム層）を主体としている。関東ローム層の下部には、第四紀更新世（数十万年～1万年前）の砂層・礫層・粘土層からなる上総層群が分布しており、同層群中の砂層・礫層は、質量ともに優勢な滞水層をなしており、良好な水質の地下水が多量に滞水している。

3 気候・気象

気候・気象の特性は、次のとおりとなっている。

種類	気 候 ・ 気 象 の 特 性
気 温	平成26年から令和5年までの平均気温は16.5℃、最高気温は42.6℃（令和4年）最低気温は-5.1℃（平成30年）である。
湿 度	夏季の6月から10月までが比較的高く、冬季の1月から3月が比較的低くなる。
降 水 量	6月及び7月の梅雨期と9月及び10月の台風の時期が多く、平成26年から令和5年までの年間総雨量の平均は1,509mmである。
風 速	平成26年から令和5年までの平均風速は2.0m/秒である。月別では、目立って平均風速の強い時期はない。
天 気 日 数	平成26年から令和5年までの平均晴れ日数は、198日、曇り日数は127日、雨日数は39日、雪日数は1日で、晴れの日が多い。

※資料：埼玉県南西部消防局

第2 社会条件

1 人口・世帯

朝霞市の総人口は、令和6年1月1日現在、144,964人、総世帯数70,127世帯である。

朝霞市は、東京圏に人口が集中しはじめた昭和30年代より人口増加が顕著化し、昭和35年から40年にかけての5年間に人口増加率が113%に達した。その後もJR武蔵野線の開通や東武東上線朝霞台駅の開設などにより住宅都市として人口増加を続けている。

人口動態でみると、1年あたり人口の約7%が転出・入する社会移動の激しい都市の特性を示している。

人口の構成比をみると、令和6年1月1日現在、年少人口（14歳以下）は13.1%、生産年齢人口（15～64歳）は67.4%、老年人口（65歳以上）は19.6%である。

一方、人口の移動状況をみると令和2年国勢調査では、流入人口の24,579人に対し、流出人口は48,680人と2倍近い流出超過となっている。昼夜間人口比率は、0.83と夜間人口が昼間人口を上回る東京隣接都市の特性を示している。

2 土地利用

地目別土地利用の状況は、次のとおりである。

■地目別土地面積（令和5年1月1日現在、単位ha）

総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
1,834.0	25.0	172.5	744.5	1.5	28.3	4.9	254.8	602.5

※資料：令和4年版統計あさか

3 交通

(1) 道路

市内には国道254号（川越街道）が通り、埼玉県北西部と東京とを結ぶ重要な交通路となっている。その他、近隣市とを結ぶ主要地方道朝霞蕨線、県道和光志木線が通っている。

(2) 鉄道

市内には、JR武蔵野線、東武東上線が通っており、東武東上線は、東急新横浜線、相鉄線、東京メトロとの相互乗り入れが行われている。

1日平均の乗降客数（令和4年度）は、朝霞駅が61,628人、朝霞台駅が143,856人、北朝霞駅が63,526人（乗車人員のみ）である。

第3 災害履歴

1 地震

朝霞市周辺で発生した過去の地震被害は、次のとおりである。

■地震被害

発生年月日	マグニチュード	朝霞市の震度	震源地域	被害記述
818. 7. 7	≥7.5	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上総・下野等、山崩れ谷埋まること数里（1里≒545m）、百姓の圧死者多数。
878. 11. 1	7.4	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つも全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6. 26	6.5	—	江戸	家屋破潰、死傷多く地割れを生じた。詳細不明。
1630. 8. 2	6.3	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損す。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが、下屋敷は異常なし。
1649. 7. 30	7.0	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺（約1m）ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀破損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり。上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子、伊那で有感、余震日々40～50回。 （埼玉県）川越で被害があったことが最近わかったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もあるので、震源地を変更する必要はないと思われる。
1791. 1. 1	6.3	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。川越で喜多院の本社屋根等破損。
1855. 11. 11	6.9	V	江戸	「江戸地震」激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積2町（0.22km）×2里19町（10km）に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 （埼玉県）推定震度 浦和、蕨、草加、志木、幸手、吹上、栗橋VI。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴泥砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の、52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。（村ごとの被害率9～73%）。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3件。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落ち等あり。
1859. 1. 11	6.0	—	岩槻	居城本丸檜、多門その他所々破損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1864. 12. 23	8.4	～V	安政東海	「安政東海地震」（埼玉県）推定震度 蕨、桶川、行田V。
1894. 6. 20 （明治27）	7.0	V	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は微動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316箇所。（埼玉県）埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ（幅350間（約630m））あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。

発生年月日	マグニチュード	朝霞市の震度	震源地域	被害記述
1894. 10. 7 (明治27)	6.7	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂ため池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、煉瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1 (大正12)	7.9	V～VI	関東南部	「関東地震（関東大震災）」死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流失868軒。 (埼玉県) 死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。
1924. 1. 15 (大正13)	7.3	IV	丹沢山塊	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋のうちには関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21 (昭和6)	6.9	IV～V	埼玉県中部	「西埼玉地震」(埼玉県) 死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1 (昭和38)	6.1	—	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損15、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1988. 9. 29 (昭和63)	5.0	—	埼玉県南部	—
1989. 2. 19 (平成元)	5.6	—	茨城県南西部	熊谷で震度Ⅲ、負傷者2人、火災2件、塀、壁、屋根瓦、窓ガラス等破損。
2011. 3. 11 (平成23)	9.0	IV～V弱	宮城県沖他	東日本大震災。 市内で負傷者3人、半壊3棟、一部破損35棟、火災2件。

※資料：東日本大震災は「総務省消防庁(2015)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について」、その他は「埼玉県（2014）平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」及び「宇佐実（1996）新編日本被害地震総覧、東京大学出版会」

2 風水害

平成元年以降に朝霞市で発生した気象災害は、次のとおりである。

水害は8月及び9月に多く、台風の通過や台風によって活発化した前線に伴う大雨及び夏季の局地的な集中豪雨が発生しやすい時期に集中している。

なお、平成26年6月25日の集中豪雨では、解析雨量によると、15時に朝霞市付近で約110mmを解析して記録的短時間大雨情報が発表されたほか、床上浸水65戸、床下浸水115戸、道路冠水による通行止め5ヶ所、車両水没1台、宅地擁壁の倒壊2ヶ所などの被害が発生した。

また、令和元年10月12日の台風19号（東日本台風）においては、避難所13ヶ所を開設し、956名の市民が避難したほか、床上浸水49戸、床下浸水92戸の被害が発生した。

その他、新河岸川については、昭和57年9月の洪水で朝霞市及び周辺市において計9,300戸ほどが浸水するなどの被害が発生し、国の激甚災害対策特別緊急事業により河川改修工事が行われた。さらに、平成3年9月の洪水でも朝霞市及び周辺市において計4,500戸ほどが浸水して自衛隊の出勤や激甚災害の指定を受けるなどの被害が発生し、朝霞調整池や朝霞水門が整備されることとなった。

■風水害被害

発生年月日		名称	被害状況			
			床上浸水	床下浸水	通行止	その他
1989 (平成元)	8.1	集中豪雨	31戸	38戸	2箇所	田2.8ha
1990 (平成2)	9.30	台風20号	2戸	23戸	2箇所	
	11.30 ～12.1	台風28号	35戸	84戸	8箇所	
1991 (平成3)	8.1	集中豪雨		31戸	1箇所	
	8.20	集中豪雨	1戸	43戸	6箇所	
	9.19～21	台風18号	579戸	418戸	10箇所	がけ崩れ1箇所、河川氾濫5箇所、田畑44.8ha
	10.11～12	台風21号	4戸	22戸	2箇所	田5.5ha
1992 (平成4)	10.8～9	集中豪雨		32戸	3箇所	
1993 (平成5)	6.21	集中豪雨	4戸	13戸	3箇所	
	8.27	台風11号	39戸	96戸	7箇所	
	11.13～14	集中豪雨	6戸	52戸	2箇所	
1996 (平成8)	9.22	台風17号	6戸	68戸	4箇所	
1997 (平成9)	5.17	集中豪雨	2戸	32戸	3箇所	
1998 (平成10)	8.28	台風4号	2戸	46戸	3箇所	
	9.15	台風5号	5戸	75戸	7箇所	
1999 (平成11)	7.21	集中豪雨	2戸	20戸		事業所の浸水27棟 交通規制2箇所
	8.14	集中豪雨	6戸	26戸	4箇所	事業所の浸水8棟
2000 (平成12)	7.7～8	台風3号	16戸	56戸	7箇所	
	9.12	集中豪雨	1戸	20戸	16箇所	
2001 (平成13)	8.28	集中豪雨	1戸	3戸	3箇所	
	9.10～11	台風15号		13戸		
	10.10	集中豪雨		12戸		
2002 (平成14)	10.1～2	台風21号		5戸	2箇所	

発生年月日		名称	被害状況			
			床上浸水	床下浸水	通行止	その他
2004 (平成16)	10.9	台風22号	2戸	79戸	21箇所	
	10.20~21	台風23号		6戸		
2005 (平成17)	6.4	集中豪雨		9戸		
	8.25~26	台風11号		2戸	2箇所	
	9.4~5	集中豪雨	40戸	80戸	6箇所	
2006 (平成18)	5.24	集中豪雨	1戸	12戸	4箇所	
	6.16	集中豪雨		2戸		
	12.26~27	集中豪雨		2戸	8箇所	
2009 (平成21)	6.15	集中豪雨		4戸	2箇所	
	10.7~8	台風18号		12戸	4箇所	
2010 (平成22)	7.4	集中豪雨		5戸	1箇所	
	7.5	集中豪雨	3戸	6戸	4箇所	
2011 (平成23)	9.21~22	台風15号		6戸	3箇所	
2013 (平成25)	7.23	集中豪雨	5戸	21戸	1箇所	
	9.15~16	台風18号		2戸	3箇所	
	10.15	台風26号		15戸	8箇所	
2014 (平成26)	6.25	集中豪雨	65戸	115戸	5箇所	記録的短時間大雨情報
	7.20	集中豪雨	1戸	14戸	5箇所	
	7.24	集中豪雨		2戸	3箇所	
	10.5~6	台風18号		8戸	3箇所	
2015 (平成27)	9.9~10	台風18号		2戸		
2016 (平成28)	7.14	集中豪雨		5戸		
	8.22	台風9号	14戸	91戸		
2017 (平成29)	8.19	集中豪雨	9戸	59戸		
	8.30	集中豪雨	5戸	48戸		
	10.22	台風21号		5戸		
2018 (平成30)	8.27	集中豪雨		1戸		
2019 (令和元)	10.12	台風19号	49戸	92戸		
2021 (令和2)	7.25	大雨		2戸		
	8.13	大雨		1戸		
2023 (令和5)	6.2	大雨	10戸	5戸	7箇所	
2024 (令和6)	7.6	大雨	2戸	8戸		
	7.24	突風				住宅損傷4件
	7.31	集中豪雨	120戸	85戸	5箇所	記録的短時間大雨情報
	8.7	大雨	1戸	2戸		

※資料：令和4年版統計あさか（2023～2024年（令和5～6年）については市の調査結果による）

第4 地震被害想定

1 想定地震

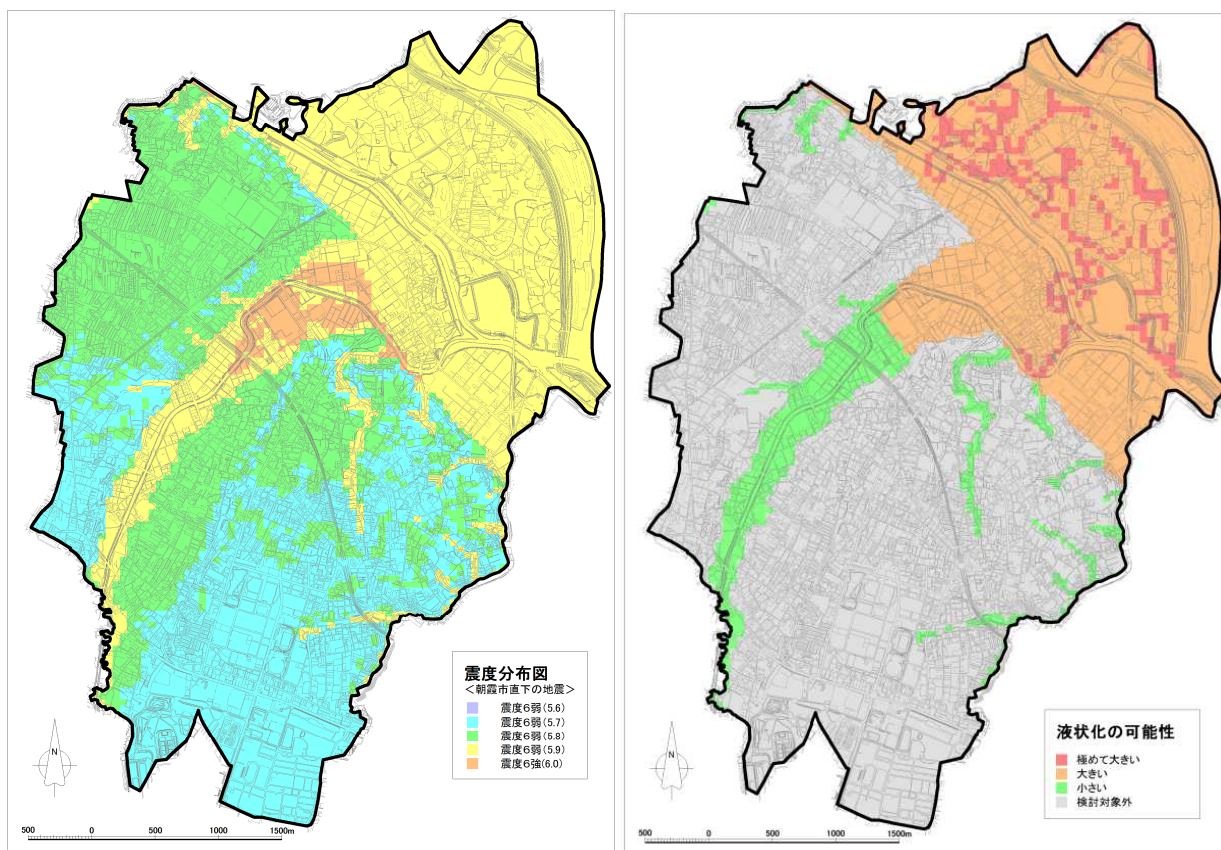
朝霞市防災アセスメント調査（令和5年度）では、朝霞市を含む南関東地域で今後発生する可能性が高く、朝霞市への影響が大きい地震として、朝霞市直下の北米プレートとフィリピン海プレートの境界部で発生するマグニチュード7.3の地震を想定した被害を予測した。

この地震（以下「朝霞市直下の地震（M7.3）」という。）を、朝霞市における震災対策を検討する上での基本的な想定地震とする。

2 震度・液状化予測結果

朝霞市直下の地震（M7.3）による震度は、岡、浜崎、田島の黒目川周辺低地で震度6強、その他は震度6弱と予測されている。

液状化危険度は、低地で危険度が高くなっている。



■朝霞市直下の地震（M7.3）の震度と液状化危険度の分布

この地震による予測被害量は、次表のとおりである。

前回調査（平成27年度）と比較すると被害量は全般的に減少しており、建物やライフラインの耐震化の進展が要因とみられる。一方、大規模半壊や負傷者数が増加しており、昼間人口の増加や液状化危険度が高い地区の建物の増加が要因とみられる。

■被害予測結果

①建物被害	建築物数	全壊数	大規模半壊数	半壊数		
棟数	28,213棟	214棟	49棟	1,723棟		
②火災	出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数		
●初期消火率67%の場合						
冬5時	1件	0件	0件	1棟		
夏12時	1件	0件	0件	1棟		
冬18時	3件	1件	0件	5棟		
●初期消火率30%の場合						
冬5時	1件	0件	0件	1棟		
夏12時	1件	1件	0件	1棟		
冬18時(風速3m)	3件	2件	0.3件	10棟		
冬18時(風速8m)			0.9件	38棟		
③ライフライン被害						
上水道(断水人口)	直後	3日後	1週間後	1ヶ月後		
	64,470人	49,524人	33,362人	2,849人		
下水道(支障人口)	3,693人					
④人的被害	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数		
●初期消火率67%の場合						
冬5時	14人	17人	228人	82人		
夏12時	7人	23人	291人	51人		
冬18時	8人	10人	131人	47人		
●初期消火率30%の場合						
冬5時	14人	17人	228人	82人		
夏12時	7人	23人	291人	51人		
冬18時(風速3m)	8人	10人	132人	47人		
冬18時(風速8m)	8人	10人	132人			
⑤避難者	建物被害による避難者			断水による避難者		
(冬18時・風速8m)	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
●初期消火率67%の場合						
全避難者	1,667人			14,687人	8,245人	2,535人
避難所避難者	1,000人	833人	500人	8,812人	4,122人	760人
●初期消火率30%の場合						
全避難者	1,896人			14,663人	8,231人	2,531人
避難所避難者	1,137人	948人	569人	8,798人	4,116人	759人
⑥災害廃棄物	冬季18時・風速8m(初期消火率67%)			冬季18時・風速8m(初期消火率30%)		
瓦礫量(重量)	24,954トン			30,002トン		
瓦礫量(体積)	22,683 m ³			27,196 m ³		

第5 災害危険箇所

- 【資料編】 5-1 水害ハザードマップ
5-2 内水ハザードマップ
5-3 地震防災マップ
5-4 土砂災害ハザードマップ
5-5 重要水防箇所・水位観測所

1 浸水想定区域

(1) 荒川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

荒川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）による外水はん濫の想定で、荒川及び新河岸川沿いの低地と黒目川沿いの低地のほとんどが浸水するおそれがある。特に、上内間木、下内間木、根岸、台では、5m以上の浸水深となるおそれがある。

(2) 新河岸川・黒目川

新河岸川は、水防法による洪水予報を行う河川で、黒目川は水防法による水位情報周知を行う河川で、それぞれ埼玉県に管理され、浸水想定区域が指定されている。

浸水想定区域は、おおむね1,000年に1回程度起こる大雨（2日間総雨量746mm）による外水はん濫及び内水はん濫の想定で、荒川及び新河岸川沿いの低地と黒目川沿いの低地のほとんどが浸水するおそれがある。

2 土砂災害警戒区域等

市内には、台地の縁の部分に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域（急傾斜地）が33箇所（うち23箇所が土砂災害特別警戒区域）に指定されている。

第3節 防災関係機関の業務大綱等

第1 概要

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

(注) 以下、「災害予防」とは平時の取組、「災害応急対策」とは災害発生から約1か月間の取組、「災害復旧・復興」とは災害発生後約1か月～数年間の取組をいう。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

第2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災害対策基本法第5条第1項)

また、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努める。

第3 消防

1 埼玉県南西部消防局

- (1) 水防活動に関すること。
- (2) 救急体制の充実に関すること。
- (3) 消防計画に関すること。

- (4) 消防力の強化に関する事。
- (5) 危険物及び高圧ガスの防災対策に関する事。
- (6) 救急・救助に関する事。
- (7) 消火活動に関わる広域応援に関する事。
- (8) 市街地火災対策に関する事。
- (9) 建築物等の火災予防に関する事。

2 朝霞市消防団

- (1) 消防活動に関する事。
- (2) 水防活動に関する事。
- (3) 避難誘導及び救出、救助に関する事。
- (4) その他、市の災害対策業務への協力に関する事。

第4 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災害対策基本法第4条第1項)

第5 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関する事。
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (4) 警察通信の確保及び統制に関する事。

2 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関する事。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関する事。
- (4) 国有財産の管理処分に関する事。

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- (2) 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。

4 関東農政局

(1) 災害予防対策

ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。

(2) 応急対策

ア 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。

イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。

ウ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。

エ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。

オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。

カ 応急用食料・物資の支援に関すること。

キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。

ク 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。

ケ 関係職員の派遣に関すること。

(3) 復旧対策

ア 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。

イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

5 関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

6 関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。

(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。

(3) 被災中小企業の振興に関すること。

7 関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。

(2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

8 関東運輸局 埼玉運輸支局

(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。

(2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。

(3) 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。

9 東京航空局東京空港事務所

(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。

(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。

(3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

10 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。

(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。

- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

1.1 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

1.2 埼玉労働局

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 職業の安定に関すること。

1.3 関東地方整備局

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

(1) 災害予防

- ア 震災対策の推進
- イ 危機管理体制の整備
- ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進
- エ 防災教育等の実施
- オ 防災訓練
- カ 再発防止対策の実施

(2) 災害応急対策

- ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
- イ 活動体制の確保
- ウ 災害発生直後の施設の緊急点検
- エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- オ 災害時における応急工事等の実施
- カ 災害発生時における交通等の確保
- キ 緊急輸送
- ク 二次災害の防止対策
- ケ ライフライン施設の応急復旧
- コ 地方公共団体等への支援
- サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣
- シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣
- ス 被災者・被災事業者に対する措置

(3) 災害復旧・復興

- ア 災害復旧の実施
- イ 都市の復興
- ウ 被災事業者等への支援措置

第6 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地））

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- ウ 県防災計画と合致した防災訓練の実施。

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）

指定公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災害対策基本法第6条第1項）

1 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

- (1) 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。
- (2) 災害により線路が不通となった場合
 - ア 列車の運転整理及び折り返し運転、う回を行うこと。
 - イ 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
- (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと。
- (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。

2 東日本電信電話株式会社埼玉事業部、株式会社NTTドコモ

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

3 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 重要通信の確保に関すること。
- (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。

4 日本郵便株式会社

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除に関すること。

5 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。

- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集、配分に関すること。

6 日本放送協会（NHK）さいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

7 日本通運株式会社埼玉支店、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

8 東京電力パワーグリッド株式会社志木支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災電力施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

9 東京ガス株式会社

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

第8 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）

指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災害対策基本法第6条第1項）

1 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

2 一般社団法人埼玉県トラック協会

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

3 大東ガス株式会社

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

4 株式会社テレビ埼玉・株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

5 一般社団法人埼玉県医師会・一般社団法人埼玉県歯科医師会・公益社団法人埼玉県看護協会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

6 一般社団法人埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。

7 一般社団法人埼玉県LPガス協会

- (1) LPガス供給施設の安全保安に関する事。
- (2) LPガスの供給の確保に関する事。
- (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事。
- (4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災害対策基本法第7条第1項)

1 朝霞市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関する事。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
- (3) 福祉避難所の開設、運営に関する事。

2 あさか野農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

3 生活協同組合

- (1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事。
- (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事。

4 朝霞市商工会

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
- (4) BCP(事業継続計画)及びBCM(事業継続管理)の普及についての協力に関する事。
- (5) 建設資機材の提供に関する事

5 一般社団法人埼玉県建設業協会朝霞支部

- (1) 仮設住宅の建設の協力に関する事。
- (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。
- (3) その他災害時における建設活動の協力に関する事。

6 一般社団法人朝霞地区医師会朝霞支部・一般社団法人朝霞地区歯科医師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

7 一般社団法人埼玉県薬剤師会朝霞支部

- (1) 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。
- (2) 医薬品の調達、供給に関する事。
- (3) 各機関と薬剤師との連絡活動に関する事。

8 病院経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。

9 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事。

10 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

11 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事。
- (4) 災害時における避難所の開設の協力に関する事。

12 社会教育関係団体

市が実施する応急対策についての協力に関する事

13 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 危険物等の安全措置に関する事。
- (3) 従業員、入所者等の安全確保に関する事。

第10 市民

- (1) 普段から災害に対する知識を深め、災害時の行動力の向上に努めること。また、過去の災害の教訓を伝承すること。
- (2) 食料等の備蓄や災害用伝言ダイヤル等の連絡手段の確保を行うとともに、家屋の耐震補強や家具等の固定を行うなどして、災害に備えること。
- (3) 災害時に自らの生命、身体及び財産を守るとともに、地域の中で応急対策に協力すること。

第11 自主防災組織

- (1) 防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動を行うこと。
- (2) 防災用資機材の整備を行うこと。
- (3) 避難者の誘導及び救出救護を行うこと。
- (4) 被災者に対する避難所の運営業務等災害対策業務全般に協力すること。
- (5) 要配慮者への支援を行うこと。

第12 事業所

- (1) 災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて従業員の災害時の行動力の向上に努めること。
- (2) 災害の予防及び被害の軽減を図るため、災害防止設備の整備、危険物の管理徹底及び防災体制を整備するとともに、備蓄等を行い災害に備えること。
- (3) 従業員等の生命、身体を守るとともに、地域住民等と協力して避難活動等の応急対策に協力すること。
- (4) BCP（事業継続計画）の作成、更新により、一時も早く業務を再開できるよう努めること。
- (5) 交通網の混乱等による帰宅困難時に備え、従業員等が一時的に滞在するために、必要な資機材や食料等の備蓄に努めること。
- (6) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を行う事業者は、災害時にも事業を継続するとともに、当該事業活動に関し、国、県又は市が実施する防災施策への協力を努めること。

第4節 減災目標

第1 基本目標

朝霞市の防災力や災害リスクを踏まえ、想定される被害を計画的に軽減するため、本計画の基本目標を「減災に向けた防災に強いまちづくり」とし、それを支える3つの柱となる目標を次のとおり掲げる。

【目標1】震災による死者数を半減する。

朝霞市直下の地震（M7.3）による死者数は、最大14人（朝5時発生ケース）と予測されるが、そのすべてが“建物倒壊等”を被災原因とするものである。また、冬18時（風速8m、初期消火率30%）発生ケースでは死者数8人となり、その被災原因の3分の2が“建物倒壊等”を原因とし、3分の1が“延焼火災からの逃げ惑い”を被災原因とするものである。

これらの被災原因に対しては、建物の倒壊防止、家具の転倒防止、初期消火力及び適切な避難誘導体制の強化を図ることで死者数を大幅に軽減することができる。

【目標2】水害による死者を出さない。

荒川、入間川、新河岸川流域（黒目川含む。）のいずれかが想定最大規模の大雨ではん濫した場合には、市北部の低地を中心に広範囲に浸水して一部の地域では深さが5m以上となり、多数の家屋が流失、水没することが想定される。

また、令和6年7月のような集中豪雨が発生した場合には、一瞬にして多数の家屋が床上浸水し、地下道の水没、崖くずれ等が発生することが予想される。

しかし、荒川等の河川のはん濫は、警報等を踏まえて早めの避難を行うことで、死者をゼロにすることが可能である。また、集中豪雨の予測技術には限界があるが、水没や浸水が深い場所、がけ崩れが発生する箇所は限られることから、浸水危険箇所の浸水防止や危険箇所への進入防止、浸水しない階への屋内待避（垂直避難）、崖地周辺からの迅速な退避を行うことで死者をゼロにすることができる。

【目標3】自主防災組織の結成率を100%にする。

地域住民が協力して地震時の同時多発火災に対して初期消火を行い、また、延焼する火災から適切に避難するよう、安全な方向へと呼びかけあう必要がある。

また、荒川等の浸水想定区域は広範囲に及び、区域内には避難に時間を要したり、移動の支援が必要となる高齢者や障害のある人等が居住する。これらの方々を迅速に避難させるには、その身近にいる地域住民が協力して速やかに支援する必要がある。

なお、朝霞市の自主防災組織の結成率は約80%で、県平均は約92%、全国平均は約84%である。今後、市内の自主防災組織率を100%に向上させ、地域住民による初期消火や避難支援等を組織的かつ円滑に行える防災力を確保する必要がある。

第2 基本方針

上記の目標を達成するため、自助、共助、公助の観点から、それぞれ次の方針を掲げ、関連する防災・減災施策を重点的に推進する。

【自助の方針】自分の身は自分で守る、災害への備え

市民は、震災や風水害で被災しないよう、自身や家族の身の安全を自ら守るとともに、地域のインフラや経済機能等が著しく被災した場合でも自らの備えで生き延びることができるよう、次の取組を重点的に行うこととする。

① 住宅の耐震化、家具の転倒防止を行う。

〈主な関連施策〉災害予防計画・第1節・第1・2・「(1) 耐震改修の普及・啓発」

② 家庭内備蓄に備える。

〈主な関連施策〉災害予防計画・第11節・第5・「2 食料・物資等の供給体制の整備」

③ 気象情報・防災情報をこまめに入手するとともに、災害用伝言ダイヤル等の連絡手段を確保する。

〈主な関連施策〉災害予防計画・第6節・第3・「5 防災情報の受信・利用方法等の普及・啓発」

④ 早めの避難行動を心がける

〈主な関連施策〉災害予防計画・第3節・第2・「2 避難対策」

〃 第12節・第3「浸水想定区域の周知徹底」

【共助の方針】顔の見える関係づくりによる地域防災力の強化

市民は近隣住民と協力して、地震火災の初期消火や避難誘導及び高齢者や障害のある人等の避難支援を行い、自らが住むまちを守ることとする。

そのためには、近隣住民同士が日頃から顔の見える関係を築き、地域の防災力を強化することが重要であることから、市や防災関係機関は、次の取組を重点的に促進し、支援するものとする。

① 自主防災組織の結成促進

〈主な関連施策〉災害予防計画・第5節・第3・「1 組織化の推進」

② 自主防災組織活動への積極的な参加促進による組織の活性化

〈主な関連施策〉災害予防計画・第5節・第3・「2 活動の充実・強化」

③ 朝霞市地域防災アドバイザー等による地域防災の担い手のネットワーク化

〈主な関連施策〉災害予防計画・第5節・第7・「1 地域防災の担い手のネットワークづくり」

④ 定期的な防災訓練の実施及び積極的参加の促進

〈主な関連施策〉災害予防計画・第7節「防災訓練」

【公助の方針】減災への取組の充実

朝霞市は夜間人口に比べて昼間人口が少なく、平日の昼間に災害が発生した場合には女性や高齢者が地域の防災活動の担い手となる可能性がある。また、荒川等の浸水想定区域内には要介護高齢者や障害のある人が居住するため、自力避難が困難な市民の避難支援体制の整備が急務である。

さらに、事前に想定された災害や既に経験した災害から被害を防止し、軽減するには、過去の教訓、有効な対策事例、最新の科学的知見等を踏まえ、より効果的な体制や仕組みを検討して取り入れていくことが重要である。

このため、市は防災関係機関と連携し、市民や地域と協力して次の取組を重点的に推進する。

- ① **被害想定を踏まえた対策の検討**
〈主な関連施策〉 災害予防計画・第5節・第1・「2 朝霞市災害対策本部」
- ② **避難行動要支援者の避難支援体制の整備**
〈主な関連施策〉 災害予防計画・第11節・第10 「要配慮者の安全確保対策」
- ③ **女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策の推進**
〈主な関連施策〉 災害予防計画・第11節・第11 「女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策」
- ④ **ゲリラ豪雨等の突発的な災害への迅速な対応**
〈主な関連施策〉 風水害等対策計画・第1章・第1節・第5 「突発災害への緊急対応体制」
- ⑤ **台風等を想定したタイムライン型の防災行動の推進**
〈主な関連施策〉 風水害等対策計画・第1章・第1節・第6 「台風接近時のタイムライン」
- ⑥ **洪水、土砂災害に対するリードタイムに基づく円滑な避難活動**
〈主な関連施策〉 風水害等対策計画・第1章・第9節・第1 「避難活動」
- ⑦ **雨水流出抑制対策の推進**
〈主な関連施策〉 災害予防計画・第12節・第2 「雨水対策の推進」

第2章 災害予防計画

- 第1節 建築物・施設等の耐震性向上
- 第2節 防災都市づくり
- 第3節 地盤災害の予防
- 第4節 火災・危険物災害の予防
- 第5節 災害に強い組織・地域づくり
- 第6節 防災教育
- 第7節 防災訓練
- 第8節 調査研究
- 第9節 防災活動拠点の整備
- 第10節 災害情報体制の整備
- 第11節 災害に備えた体制整備
- 第12節 水害予防対策
- 第13節 複合災害予防対策

第1節 建築物・施設等の耐震性向上

項目	担当
第1 建築物等	危機管理室、財産管理課、開発建築課、みどり公園課
第2 ライフライン施設	水道施設課、下水道施設課、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 交通施設	道路整備課、朝霞県土整備事務所、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
第4 河川	朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所

第1 建築物等

1 公共建築物

財産管理課は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨に基づき策定した朝霞市公共施設等総合管理計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

また、各施設所管課は、拠点となる施設（本部、地域防災拠点、救護所、避難所、応援拠点）の機能を発揮するために必要な設備の整備に努める、特に、建替え、補修の際に検討する。

2 一般建築物

開発建築課は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づいて策定した朝霞市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

(1) 耐震改修の普及・啓発

開発建築課は、現行の耐震基準に満たない既存建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため、耐震診断等の相談窓口を設置し、助成制度、木造住宅の簡易な自己診断方法等の情報を提供する。また、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路閉塞建築物で現行の耐震基準に満たない既存建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく対策等を行うよう県に求める。

危機管理室は、市域の地盤のゆれやすさ等を示した地震防災マップを、ホームページ、広報紙等で周知する。

(2) 窓ガラス等の落下防止

開発建築課は、県が行う落下防止対策に協力し、建築物の所有者、管理者に対し、窓ガラス等の落下防止及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策の普及・啓発を行う。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

開発建築課、みどり公園課は、県と連携し、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の対策を推進する。

- ① ブロック塀の倒壊防止に関する情報及びブロック塀等撤去費補助金交付制度の周知・啓発
- ② 生け垣設置奨励補助制度による助成
- ③ 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

(4) 自動販売機の倒壊防止対策

危機管理室は、県及び関係団体と連携し、自動販売機の転倒を防止するため以下の対策を推進する。

- ① 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発
- ② 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

第2 ライフライン施設

1 電気・ガス・通信施設

(1) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、各種耐震設計基準に基づいて施設の耐震化を進めるとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

(2) ガス施設

東京ガス株式会社、大東ガス株式会社は、ガス製造施設、供給設備及び導管の地震による被害を軽減するため、耐震設計指針等に基づき、耐震性にすぐれた材料及び接合により、耐震化をはかっている。

また、経年ガス導管については、計画的に取替えを実施する。

(3) 通信設備

東日本電信電話株式会社は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。

また、災害用伝言ダイヤル171等のためのサービスのPRに努める。

なお、重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。

2 上下水道施設

(1) 水道施設の耐震化

水道施設課は、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、浄水場や配水管等の耐震化を推進する。

また、老朽配水管について、その分布を把握し、計画的に布設替えを実施する。

(2) 水道施設の整備

水道施設課は、今後、水需要に適切に対応し、安全な水を安定的に供給するため水道施設の維持管理の充実に努める。

(3) 下水道施設の耐震化

下水道施設課は、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、ポンプ場や管路など影響が特に大きいと考えられる施設の耐震化を推進する

第3 交通施設

1 鉄道施設

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

- ① 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。
- ② 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。
また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。

(2) 東武鉄道株式会社

阪神・淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。

2 道路施設

道路整備課及び朝霞県土整備事務所は、所管する道路施設における土砂崩落、落石等の危険箇所について、法面保護工等を実施し危険箇所の解消を図る。

また、老朽化した橋りょうは橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

第4 河川

朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所は、水害発生を未然に防ぐために、河道改修及びしゅんせつ等を実施する。また、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地（堤防の居住側）に流入することが危惧される区間の耐震点検及び、対策の必要な区間の工事実施を促進する。

第2節 防災都市づくり

項目	担当
第1 防災都市づくりの基本	都市建設部
第2 市街地の整備等	まちづくり推進課、開発建築課、道路整備課
第3 不燃化等の促進	まちづくり推進課、開発建築課、県川越建築安全センター、埼玉県南西部消防局
第4 オープンスペース等の確保	危機管理室、産業振興課、まちづくり推進課、みどり公園課、道路整備課

第1 防災都市づくりの基本

1 「都市における震災の予防に関する計画」の策定

都市建設部は、防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」に基づき、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、災害に強い都市づくりを推進する。

(1) 都市における震災の予防に関する基本的な方針

① 基本的な考え方

被害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするるとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

② 基本的方針

ア 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な地域を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

イ 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

ウ 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

エ 県と市の役割分担による震災予防対策の推進

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市との連携、協力及び市に対する必要な支援を行う。

市は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

(2) まちの災害危険度データ整備

まちづくり推進課は、防災都市づくりを効率的に進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、災害に関する基礎的データを整備する。

また、県と市は、防災都市づくりを市民参加により計画的・重点的に促進するため、地盤特性や市街地形態、建物立地状況等を総合的に勘案して、都市レベル、地区レベルでの災害危険度を明らかにして、その公表に努めるものとする。

2 土地利用の適正化

まちづくり推進課は、防災都市づくりの基本である市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。

市街化区域においては、土地区画整理事業の促進、住宅密集地の安全性の確保、都市計画における規制・誘導手法の活用により適正化を図る。

市街化調整区域においては、無秩序な市街化進行の抑制、自然的な利用を含めた計画的な土地利用を図る。

第2 市街地の整備等

1 土地区画整理事業

まちづくり推進課は、土地区画整理事業による一体的な面整備により、適正な住宅利用や公共施設の整備改善とともに、まちの防災、生活環境の改善などに配慮した住環境の整備を行う。

現在、実施している土地区画整理事業は、良好な市街地の形成を目指し、引き続き事業の推進を図る。

2 地区計画、建築協定の活用

まちづくり推進課、開発建築課は、住民の合意にもとづいて地区レベルのまちづくりを推進するために、地区計画、建築協定によってまちづくりを推進する。

地区計画により建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、屋外広告物の設置制限等により、防災性を備えた都市づくりを推進する。

3 密集市街地の整備

まちづくり推進課、道路整備課は、既成市街地のうち、密集した市街地では、基盤未整備地域や密集市街地などの特性に応じて、狭あい道路の拡幅等の整備を行う。

4 地籍調査の推進

まちづくり推進課は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行えるよう、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を推進する。

第3 不燃化等の促進

1 防火地域又は準防火地域の指定

まちづくり推進課は、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、火災に強い市街地の形成を促進する。

2 建築物の防火の推進

開発建築課及び消防局は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の審査を行うとともに、既存建築物については、特定行政庁は、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う

第4 オープンスペース等の確保

1 公園の整備

公園は、レクリエーション空間、良好な都市環境の維持、都市景観の形成などの機能を有するとともに、延焼防止、避難場所等の防災活動拠点等の機能を持つなど防災上も重要なものである。

みどり公園課、危機管理室は、こうした公園の有用性を踏まえ、公園内に耐震性貯水槽、防災行政無線及び非常電源施設等を整備するなど、地域における防災力の向上に努めるものとする。

2 緑地の保全と緑のネットワークの充実

緑地は、延焼火災の拡大を遮断する機能をもち、市街地における災害危険性の軽減に効果があり、道路上では、避難経路確保の役割を果たす。また、降雨に対する保水機能をもち、水害の防止機能をもつほか、斜面においては、土砂災害を防止する機能をもつ。

みどり公園課、道路整備課は、市内の社寺、斜面などに残存する数少ない緑地の保全を積極的に行うとともに、河川沿いの緑地の保全や道路緑化による街路樹の充実などを図り、緑のネットワークの形成に努める。

3 農地の保全

農地は、農産物の供給や良好な環境の確保はもとより、火災の延焼防止、避難空間の確保等、防災上重要な役割を有する。

産業振興課は、防災協力農地制度などにより農地を適切に保全し、災害時における農地の有効活用を図る。

まちづくり推進課、道路整備課は、黒目川周辺、新河岸川周辺における無秩序な市街化の抑制と、自然環境としての機能を保つためにその保全に努める。

4 道路の整備

まちづくり推進課、道路整備課は、火災延焼遮断帯及び避難路等としての機能を併せ持つ幹線道路を計画的に整備する。

第3節 地盤災害の予防

項目	担当
第1 軟弱地盤地域の安全措置	危機管理室、県西部環境管理事務所
第2 宅地等の安全対策	危機管理室、開発建築課、道路整備課、下水道施設課

第1 軟弱地盤地域の安全対策

【資料編】 5-3 地震防災マップ

1 液状化対策

危機管理室は、軟弱地盤地域について、防災アセスメントをはじめとする調査研究の結果を、地震防災マップ等を活用して周知徹底する。

2 地盤沈下対策

県は、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制する。

第2 宅地等の安全対策

【資料編】 5-1 水害ハザードマップ

5-2 内水ハザードマップ

5-4 土砂災害ハザードマップ

1 安全対策

(1) 開発規制等

開発建築課は、県と連携して、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成における開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導を通じて、造成地に発生する災害を防止する。また、工事期間中、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 安全対策の推進

開発建築課、道路整備課、下水道施設課は、出水期には、朝霞県土整備事務所等と連携して、危険な箇所の点検、豪雨時等の警戒体制の充実に努める。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）による土砂災害特別警戒区域が指定された場合には、県が行う一定の開発行為や建築物の構造等の規制及び建築物の移転勧告等に協力する。

2 避難対策

危機管理室は、地域防災計画や防災マップ等に土砂災害警戒区域を掲載するなどして、市民に公表し、危険性を周知する。

なお、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域については、土砂災害関連情報の伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項（避難情報の発令基準、情報伝達手段、指定緊急避難場所等）を本計画に定め、ハザードマップ等を通じて住民に周知する。

また、土砂災害を想定した避難訓練を定期的実施する。

第4節 火災・危険物災害の予防

項目	担当
第1 出火防止	埼玉県南西部消防局
第2 初期消火体制の充実	危機管理室、埼玉県南西部消防局
第3 危険物施設の安全化	埼玉県南西部消防局、県

第1 出火防止

消防局は、次の出火防止対策を行う。

1 一般火気器具等からの出火防止

- ① ガスコンロや石油ストーブ等について、地震時には火を消すこと、器具周囲に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に設置すること等の防災教育を推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
- ② 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、石油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- ③ 通電火災の防止のため、地震が発生した場合には、使用中の電気器具のスイッチを切り、電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを落とすことを啓発するとともに、感震ブレーカーの普及促進を図る。
- ④ 住宅火災による被害のさらなる軽減を図るため、住宅用火災警報器等を条例の規定に適合して設置するよう指導するとともに、適切な維持管理を徹底するよう普及啓発を図る。

2 化学薬品からの出火防止

混合混融による出火の危険のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を指導する。また、自然発火性の化学薬品は、火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図ることを指導する。

3 事業者等に対する指導

(1) 防火対象物の防火管理体制の確立

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消火訓練等の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進に努める。

(2) 予防査察の強化指導

消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災を防止するため、防火対象物定期点検報告制度等に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証又は防火対象物に係る表示制度に基づく表示を推進する。

(4) 防災管理定期点検報告制度の推進

大規模、高層防火対象物等における地震等の災害による被害の軽減を図るため、防災管理定期点検報告制度に基づく防災優良認定証及び防災基準点検済証の表示を推進する。

4 火災予防の啓発

毎年3月1日から3月7日までの春の全国火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋の全国火災予防運動期間において、火災予防の啓発活動を実施する。

第2 初期消火体制の充実

- 【資料編】 1-2 消防署・消防団
1-7 自主防災組織一覧

危機管理室は、消防局の協力を得て、地震時等に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、事業所(自衛消防隊等)、自主防災組織等と一体となった初期消火体制の充実を図る。

第3 危険物施設の安全化

県及び消防局は、危険物等施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

■危険物等施設の安全化対策

危険物貯蔵取扱施設	消防局は、法令基準の適用を受けない小規模施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
毒物劇物取扱施設	県は、実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。
高圧ガス施設	県は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
火薬類施設	県及び消防局は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

第5節 災害に強い組織・地域づくり

項目	担当
第1 市の防災組織	全課
第2 協力体制の確立	全課、全機関
第3 自主防災組織の整備	危機管理室
第4 民間防火組織の整備	埼玉県南西部消防局
第5 事業所等の防災組織の整備	産業振興課、埼玉県南西部消防局
第6 ボランティアの活動環境の整備	福祉相談課、市社会福祉協議会、県
第7 地域防災ネットワークの構築	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課、産業振興課、教育管理課

第1 市の防災組織

1 朝霞市防災会議

市は、災害対策基本法第16条及び朝霞市防災会議条例に基づき、朝霞市防災会議を設置する。危機管理室は、防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、災害対策を推進する。

2 朝霞市災害対策本部

全課は、災害時に災害対策本部が設置された場合に、対策要員の参集・配備、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、災害対策別マニュアル等を更新するとともに、職員がそれぞれの職務内容、手順の把握に努める。なお、災害対策別マニュアル等の更新に当たっては、想定被害量の軽減及び迅速な対応要領の具体化並びに想定を超える場合の対処法の明確化を図ることを目的として、災害対応の教訓や有効事例等を参考にしつつ、朝霞市において効果的な実施体制・実施方法を検討して内容を充実させていくものとする。また、危機管理室は、あらかじめ地域対応班の職員を指名する。

さらに、全課は毎年4月に所属職員の緊急連絡網、動員参集計画を作成する。

第2 協力体制の確立

【資料編】2-13 朝霞市地域防災アドバイザー設置要綱

1 市町村間の相互応援

危機管理室及び全課は、災害対策基本法第67条の規定等による応援の要求に関し、大規模災害時の応援要請を想定し、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

また、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。

2 公共的団体等との協力体制の構築

危機管理室、全課及び関係機関は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と災害時に協力を得られるよう、災害時における協力業務及び協力の方法、連携について話し合い、協定を締結する。

3 企業・事業所の協力体制の確立

危機管理室は、県が整備する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」による登録内容を常に把握するとともに、災害時において、市内及び県内の登録企業・事業所による防災・救助活動支援が受けられるよう必要な体制を確立する。

4 地域防災アドバイザーとの協力体制の強化

危機管理室は、朝霞市地域防災アドバイザーとの協力体制を確保し、自治会等の防災訓練や地域防災ネットワークの構築等の支援体制を強化する。

第3 自主防災組織の整備

- 【資料編】 1-7 自主防災組織一覧
 2-6 朝霞市自主防災資機材給付要綱
 2-7 朝霞市防火防災訓練災害補償規則
 2-8 朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱
 2-9 朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱
 2-10 朝霞市市民総合災害補償規則

1 組織化の推進

危機管理室は、地域防災アドバイザーと協力し、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成にあたっては、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進する。

また、自主防災組織は、平日昼間人口が少なくなるため、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織の編成に努めるとともに、地域内の事業所の防災組織と連携を図る。

2 活動の充実・強化

(1) 自主防災組織活性化への支援

危機管理室は、地域防災アドバイザーと協力し、自主的な防災組織の結成促進を目的として、防災講演会や防災学習会を開催するとともに、自主防災マニュアルやその他パンフレットやリーフレットを作成・配布し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、組織率の向上に努める。

さらに、自主防災組織へ地域防災アドバイザー等を派遣して防災活動を支援するほか、リーダーに対する教育、研修等を行う。

■市が行う自主防災組織活性化活動

活 動	概 要
防災講演会	市民を対象に講話等を行い、自主防災の意識を高める。
防災学習会	自主防災の促進のため防災に関する情報等を提供するとともに、市民自らが学習する機会を提供し、もって自主防災意識の高揚を図り、地域における防災力の向上を図る。
自主防災リーダー講習会	災害用資機材等の取扱い方などの講習を行い、災害時においてリーダーとなり得る人材を育成する。

(2) 地区防災計画の普及

危機管理室は、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

(3) 訓練等の経費の補助

危機管理室は、「朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱」に基づき、町内会、自治会等が組織的に行う防災訓練や自主防災組織が整備する資機材の経費の一部を補助する。

(4) 資機材の給付

危機管理室は、「朝霞市自主防災資機材給付要綱」に基づき、新たに結成された自主防災組織に、担架や救出用の工具等の資機材を給付する。

(5) 防火防災訓練災害補償

危機管理室は、「朝霞市防火防災訓練災害補償規則」に基づいて、市又は市内の自主防災組織が行う防火防災訓練に参加した者が当該防火防災訓練に起因する事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において、市が当該補償対象者に対して防火防災訓練災害補償を行う。

(6) まちかど消火器の設置・詰替の補助

危機管理室は、初期消火活動の迅速化を図るため、「朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱」に基づき、自治会等が街角に消火器を設置し、又は詰替を行う経費の一部を補助する。

第4 民間防火組織の整備

消防局は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

■民間防火組織

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 幼年消防クラブ……知識の習得、啓発活動② 少年消防クラブ……知識の習得、啓発活動③ 女性防火クラブ……啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動 |
|--|

第5 事業所等の防災組織の整備

1 一般事業所

消防局は、企業の行う事業所防災力の強化を支援するとともに、各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

事業所は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

2 危険物施設

消防局は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、危険物の特性を考慮し関係団体の行う防災活動に関する技術の向上、防災訓練等の実施に関し、指導・助言を行う。

3 集客施設

消防局は、学校、病院及び公共施設等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

4 高層建築物

消防局は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建築物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

5 事業所内の防災組織の育成

消防局は、自衛消防隊等を中心とした自主防災体制の確立を支援する。また、地元地域への貢献という観点から事業所と協議の上、事業所内の防災組織を地域における自主防災組織の一員として位置付け、住民による自主防災組織との連携を図るとともに、これらの組織との防災訓練の実施や避難行動要支援者の避難支援への参加等を啓発する。

6 事業所との連携強化

産業振興課は、埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度への登録を促進する。

第6 ボランティアの活動環境の整備

1 ボランティア関係機関等とのネットワーク化促進

福祉相談課は、市社会福祉協議会や県と連携し、ボランティア関係機関等との間に非常用連絡体制を構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等の登録状況を確認するとともに、ネットワーク化を促進する。

2 災害ボランティア登録制度の活用

県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。

福祉相談課は、市社会福祉協議会と連携して、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを行う。

■災害ボランティアの登録（例）

名称	登録機関	活動内容
砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 ・土砂災害に関する知識の普及活動 ・土砂災害時の被災者の援助活動
応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定 ・被災宅地の危険度判定
災害時動物救護活動 ボランティア	県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等での被災動物の世話、飼育施設の清掃 ・被災動物の一時的な保護 ・被災動物の適正飼育等の飼い主への助言 ・支援物資の運搬

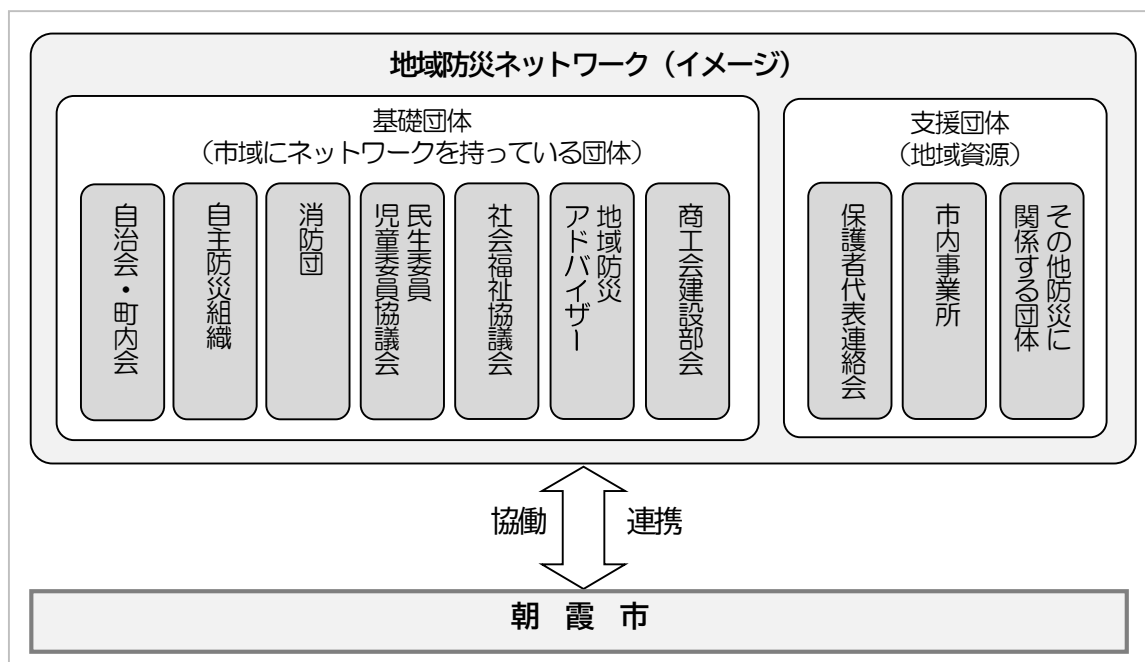
第7 地域防災ネットワークの構築

【資料編】 1-7 自主防災組織一覧

1 地域防災の担い手のネットワークづくり

危機管理室は、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課及び長寿はつらつ課、こども未来課、産業振興課及び教育管理課と連携し、災害時における女性や子供、要配慮者、性的マイノリティ等多様な人々への支援体制を強化するため、平時から地域防災の担い手となる団体(基礎団体)及び支援団体(地域資源)が顔の見える関係づくり(地域防災ネットワーク)を推進する。

また、市域のネットワークから小学校通学区単位でのネットワークへの進展、顔の見える関係づくりの(連携強化)の推進、防災に関する地域資源の発掘・育成、その他防災に関する協働体制の構築を推進する。



(注) 地域防災ネットワークは、役職を決めて活動する組織ではなく、防災の担い手と本市が、防災に関する事案に対して協調し、防災・減災に向けて考え取り組む活動母体である。

■朝霞市地域防災ネットワークの概念

2 地域の防災コミュニティづくり

地域づくり支援課は、地域防災ネットワークの要素となる地域コミュニティを充実させるため、様々な世代や立場が参加、交流するコミュニティづくりを検討する。

■検討概要

テーマ	検討内容	連携部署
世代間交流	○子育て世代とシニア世代の交流（地域の祭事の活用、防災・防犯等を一緒に考える会等） ○地域活動を活用した防災体験（宿泊、炊き出し等）の普及	危機管理室 こども未来課 長寿はつらつ課
地域間交流	○マンション住民と自治会・町内会の連携	危機管理室 開発建築課 地域づくり支援課 まちづくり推進課
新たなコミュニティづくり	○多様な世代、女性等を含む人材・団体が交流可能なコミュニティ・エリアづくり ○コミュニティ・エリア間の防災ネットワークの構築	危機管理室 人権庶務課 地域づくり支援課 福祉相談課 障害福祉課 長寿はつらつ課 こども未来課

第6節 防災教育

項目	担当
第1 市職員に対する防災教育	危機管理室、職員課
第2 学校・事業所における防災教育	教育指導課、埼玉県南西部消防局
第3 市民に対する防災知識の普及	危機管理室、シティ・プロモーション課、人権庶務課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課

第1 市職員に対する防災教育

1 研修の実施

危機管理室及び職員課は、市職員の新任研修などの場を通して、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各部課の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。各課は、所掌事務について、随時、適切な指導を行う。

2 防災マニュアルの習熟

危機管理室は、職員初動マニュアルを作成し、必要に応じて修正し、全職員へ配布する。全職員は、同マニュアルについて習熟し、自分の役割等について確認し、必要事項を記入して必携するとともに、各課の災害対策別マニュアルの内容についても習熟し、自分の役割等について確認する。

第2 学校・事業所における防災教育

1 学校における防災教育

教育指導課は、小・中学校に対して、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を行うよう指導する。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方についての指導を、児童生徒の発達段階に即して行うよう指導する。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車による地震擬似体験等の実施及び防災教育拠点での体験学習などを実情に応じて実施する。また、その他の学校行事等も活用し、親又は親子が参加できる次のような防災教育等の機会を設ける。

- ① 小学校の児童引き取り訓練等を利用した、親子で参加する防災教育、防災訓練
- ② 小学校保護者代表連絡会等の「家庭教育学級」を利用した防災学習

(2) 教科等による防災教育

社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

教職員に対し、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、火災発生時の初期消火要領等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

2 事業所における防災教育

消防局は、防火・防災管理者講習会等を通じて、事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第3 市民に対する防災知識の普及

1 防災広報

危機管理室は、防災の日等にあわせて、ホームページ・広報等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、防災関係の視聴覚教材を準備し、希望する団体に、これらの貸し出しを行う。

2 災害教訓の風化防止

危機管理室は、過去の災害の教訓等の風化を防止するため、災害の記録や調査結果、その他過去の災害に関する資料を収集・整理し、適切に保管して公開するよう努める。

また、市内各地区における災害教訓の風化防止活動を啓発し、その取組を支援する。

3 防災学習、防災講演会

危機管理室は、市民の防災意識の高揚を図るため、関係課及び関係機関と連携を図り、防災講座及び防災講演会、防災展などを開催する。

また、危機管理室は、人権庶務課、こども未来課、障害福祉課、長寿はつらつ課及び福祉相談課と連携し、男女共同参画、人権、福祉、育児や介護など多様な視点を取り入れた継続的な防災学習の機会を確保し、女性が防災に参画することの重要性、積極的に女性が活躍できる訓練、男女共同参画の視点・子供の視点・要配慮者・性的マイノリティ等の多様な人々の人権への配慮の必要性などに多くの市民が気付くことができるようにする。

さらに、これらの防災教育、防災学習の機会に多くの市民が参加できる工夫を図る。

4 地震保険の加入促進

危機管理室は、国が再保険を引き受ける保険制度である地震保険を、住宅再建に有効な手段の一つとして、加入を促進する。

5 防災情報の受信・利用方法等の普及・啓発

危機管理室、シティ・プロモーション課は、携帯電話等を利用した緊急速報メール（エリアメール）や朝霞市メール配信サービスの受信及び災害時における安否確認のための災害用伝言ダイヤルの利用について、利用方法等の普及・啓発に努める。

また、防災訓練のシナリオに緊急情報の受信方法を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

その他、市や防災関係機関が用意している様々な防災情報の伝達手段（防災行政無線（防災ラジオ含む）、ホームページ、SNS、ナナコライブリーエフエム、テレビ埼玉データ放送、Lアラート、Yahoo!防災等）について、その内容及び利用方法を周知するとともに、複数の受信手段を用意して、日頃から気象情報や防災情報をこまめに確認するよう啓発する。

第7節 防災訓練

項 目	担 当
第1 総合防災訓練	全課、全機関
第2 個別訓練	全課、全機関
第3 訓練の検証	危機管理室

第1 総合防災訓練

災害予防責任者（市長）は、災害対策基本法第48条に基づき、総合防災訓練を適宜実施し、県、市、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、市民等の参加により、応急対策活動の習熟、組織間の連携体制の確立・強化を図るものとする。

訓練は次のような内容を参考に実施する。

■防災訓練の種類

① 災害対策本部等の設置運営	⑧ 自衛隊災害派遣要請
② 災害情報の収集伝達・広報	⑨ 広域応援
③ 災害現地調査	⑩ 道路応急復旧
④ 避難情報の伝達	⑪ 水防活動
⑤ 避難誘導	⑫ 被災建築物の応急危険度判定
⑥ 避難所運営、炊き出し訓練	⑬ 自主防災組織等の活動支援
⑦ 救護所運営訓練	⑭ 交通対策訓練

第2 個別訓練

1 水防訓練

消防局、朝霞市消防団、危機管理室、道路整備課及び下水道施設課は、河川、水路等の氾濫等に対する警戒、避難などの水防活動が的確に行えるよう、防災関係機関の協力を得て水防訓練を出水期前に実施する。

なお、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した訓練についても考慮する。

2 消防訓練

消防局及び朝霞市消防団は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、あらゆる災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

3 施設・事業所等の避難訓練

(1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設における避難訓練

危機管理室及び関係各課は、施設管理者に対して避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう啓発する。施設管理者は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害のある人及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を実施する。

(2) 事業所等における訓練

学校、病院、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた事業所は、消防法第8条の定め

よる消防計画に基づき避難訓練を毎年2回以上（学校については毎年1回以上）実施する。

また、地域の一員として、市、消防局及び地域の防災組織等の行う防災訓練にも積極的に参加する。

4 職員防災訓練

全課は、迅速に応急対応活動が行えるように、各対策マニュアルに合わせた防災訓練の実施に努める。危機管理室は、これを推進するとともに訓練の実施状況を把握する。また、本部設置・運営訓練及び情報収集伝達訓練や炊き出し、初期消火、給水、避難所運営、応急処置及び非常参集訓練等を必要に応じて実施する。

5 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、業務大綱に応じて水防訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練等を適宜行い、応急対策活動に関して習熟するものとする。

6 地域の防災訓練

危機管理室は、関係各課及び地域防災アドバイザーと連携し、自主防災組織等における地域の防災訓練を促進するとともに、様々な世代、立場の市民が参加し、実践的な訓練が行われるよう支援する。

- (1) 地域の祭事（彩夏祭、地域の祭り等）で、親子で参加ができる防災訓練
- (2) 若い世代も参加しやすい時期や場所及び訓練内容（起震車体験、初期消火訓練、応急手当及び宿泊体験等）の企画と実践
- (3) 男女の役割を固定化しない訓練の企画、実践（男性が炊き出しや応急手当等を担当したり、女性が訓練の企画・立案、司会進行や資機材の取扱い等を担当するなど）
- (4) 多くの市民が参加できる工夫

第3 訓練の検証

危機管理室は、訓練の実施後に評価及び検証を行い、地域防災計画やマニュアル等の見直しの資料として活用する。

第8節 調査研究

項目	担当
第1 防災計画の検証等	危機管理室
第2 災害対策に関する調査研究	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、職員課、財産管理課、道路整備課、埼玉県南西部消防局

第1 防災計画の検証等

危機管理室は、地域防災計画等をより実効性の高いものとするために、防災訓練、台風や豪雨時の警戒活動や応急対策、地震時の非常参集等、災害発生時の実際の活動を通じて検証し、必要に応じて適宜見直し、防災会議を開催して地域防災計画の修正を行う。

また、国の防災基本計画や埼玉県地域防災計画が大幅に修正されたときは、その趣旨にあわせて地域防災計画を修正する。

第2 災害対策に関する調査研究

危機管理室は、市街地の拡大、災害環境の変化や災害に関する科学的手法の向上等により、新たに市域の危険度評価等を行う必要が生じたときは、防災アセスメントを実施し、防災計画等の検討の基礎資料とする。

また、市民に対しそれらのデータを公表し、自主防災活動等に活用できるようにする。

各担当課は、県の支援を受けて災害に対する次の分野における調査研究に取り組むよう努める。

■調査研究

分野	内容
地震火災対策に関する調査研究（消防局）	特殊な消防対象物、建物密集区域、警防活動上重大な支障が予想される事象に対する、火災の拡大防止、延焼防止に必要な調査
避難住民の安全確保に関する調査研究（危機管理室）	避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究
効果的な緊急輸送に関する調査研究（道路整備課、財産管理課、危機管理室、人権庶務課、職員課）	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、地域防災拠点との連携、広域応援の受入れ等を視野に入れた調査研究
災害情報等の伝達等に関する調査研究（シティ・プロモーション課）	適切な対策を行うために効果的な情報収集方法、情報伝達方法及び情報分析手法等に関する調査研究

第9節 防災活動拠点の整備

項目	担当
第1 防災活動拠点の整備	危機管理室、財産管理課、教育総務課
第2 緊急輸送ネットワークの整備	危機管理室、財産管理課、産業振興課、道路整備課、朝霞県土整備事務所

第1 防災活動拠点の整備

危機管理室、財産管理課は、市の防災活動の中核拠点である市役所の耐震性等の災害対応性能の向上に努める。

また、市役所被災時の代替施設については中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。

危機管理室は、教育総務課と連携し、地域防災拠点である小学校の通信、備蓄、避難施設などの機能の向上に努める。

■地域防災拠点

避難場所として指定され、かつ、災害直後に活用できる食料、資機材が備蓄されており、地域の自主防災活動の拠点となる施設である。地域対応班の非常参集場所としても指定されており、地域の情報収集、初動対応を行う場所である。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

- 【資料編】
- 1-1 市役所・出張所一覧
 - 1-3 公民館・市民センター一覧
 - 7-1 避難場所等一覧
 - 8-1 市の緊急輸送道路

1 緊急輸送道路の指定

危機管理室は、市内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険性の分布や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市、関係機関、関連企業と協議の上、市内の次に示す防災活動拠点等を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

■防災活動拠点

- 市役所、出張所、支所
- 地域防災拠点・物資備蓄場所（各小学校、各市民センター等）
- ヘリコプター臨時離着陸場（朝霞中央公園陸上競技場、東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2）
- 物資集積拠点（朝霞中央公園野球場、総合体育館）

■緊急輸送道路

県指定	① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道和光志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ 主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点） ⑦ 市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）
市指定	① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道和光志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点 ⑦ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路

2 緊急輸送道路及び沿線の整備

道路整備課及び朝霞県土整備事務所は、緊急輸送道路の耐震性の向上などを図る。

また、緊急輸送道路の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所や沿道の建物やブロック塀の倒壊等により閉塞する可能性のある箇所について調査、改修を行うとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ関係機関等との応援体制を整備する。

3 応急復旧資機材の整備

道路整備課は、平常時から、応急復旧資機材の確保を行うとともに、（一社）埼玉県建設業協会との連絡を密にして、活用できる建設機械等の把握を行う。

4 緊急輸送拠点の整備

(1) 物資集積場所の確保

危機管理室は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を災害時の援助物資等の一次集積場所として位置づけ、各施設の管理者はその機能を有するよう整備を進める。

また、小学校を二次集積場所として食料・災害対応資機材等の物資を備蓄する。

(2) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

危機管理室は、道路、橋梁の被害により負傷者や緊急物資の輸送が不可能な場合に、ヘリコプターによる輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を選定し、各施設の管理者は必要な整備を行う。

5 緊急輸送手段の確保

財産管理課、産業振興課は、災害時における物資等の輸送手段について、発災時に使用できる公用車の数を把握するとともに、市内事業者等との応援体制を整備する。

第10節 災害情報体制の整備

項目	担当
第1 情報通信設備の安全対策	シティ・プロモーション課、危機管理室、財産管理課、デジタル推進課、各施設の管理者
第2 情報収集・伝達体制の整備	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課

第1 情報通信設備の安全対策

1 非常用電源の確保

財産管理課及び各施設の管理者は、停電や災害復旧時の活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー、可搬型電源装置及び燃料等を確保するとともに、太陽光発電設備を導入して防災機器等の非常電源をバックアップする。

また、これらの設備等について定期的に保守点検を行う。

2 地震への備え

財産管理課は、庁舎の耐震化等を進める。危機管理室及び財産管理課は、防災情報システムのコンピュータが設置される場所において、機器の固定をするなどして、落下、転倒の危険を排除するなど、必要な措置を講じる。

3 システムのバックアップ

危機管理室は、円滑な災害対応を行うため、日頃から防災行政無線施設や消防団無線について、常に最良の状態を維持するよう整備する。また、シティ・プロモーション課、デジタル推進課及び財産管理課は、被災した場合でも、情報通信機能が保持できるよう、ネットワークシステムの多ルート化及びバックアップコンピュータの設置等に努める。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 防災情報システムの整備

危機管理室は、関係各課と協力して防災情報システムを活用し、防災に関する情報を蓄積、整備する。データベースは、施設、地形地質、道路、ライフライン、災害履歴等の地図情報を地理情報システム（GIS）として整備する。

また、災害時には、被害の予測や被災者への支援を円滑に行うために、災害情報の収集、分析、災害応急対策の支援等が可能なコンピュータシステムの整備を検討する。

2 情報収集・伝達体制の確立

危機管理室及びシティ・プロモーション課は、被害状況等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

特に、集中豪雨時にはあらかじめ指定した浸水危険箇所にあらかじめ指名した現場連絡員を配置し、浸水や被害の状況を速やかに収集及び伝達ができる体制を確保する。

また、発災時に、市外にいる市民への情報伝達に配慮するとともに、防災行政無線（防災ラジオ含む）、消防団無線、アマチュア無線、タクシー無線、メール配信、ホームページ、SNS、ナナ

コライプリーエフエム、緊急速報メール（エリアメール）、テレビ埼玉データ放送、Lアラート、Yahoo!防災等を有効的に活用する。

3 防災行政無線の整備

(1) 防災行政無線の保守

危機管理室は、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、防災行政無線（固定系・移動系）の定期的な保守点検を行う。

(2) 通信設備使用方法の習熟

危機管理室は、防災行政無線等の使用方法に関するマニュアルを整備し、迅速に使用できるよう備える。

また、災害時に状況に応じた的確かつ迅速に広報活動が行えるよう非常時の広報文例を作成しておくものとする。

■ 広報を行う事案

○ 震災時

- ・ 地震発生・被害の状況
- ・ 避難指示
- ・ 応急対策（給水、食料・物資等の供給、廃棄物収集等）

○ 風水害時

- ・ 風雨、土砂災害への注意喚起
- ・ 避難情報
- ・ 応急対策（給水、食料・物資等の供給、廃棄物収集、消毒等）

4 女性や要配慮者等の視点の防災情報提供体制の整備

危機管理室と関係各課は、女性や要配慮者等が、平時から情報収集手段を確保し、災害時には積極的に情報を収集、発信、受信できる環境整備を推進する。

(1) 防災情報の提供体制の充実

危機管理室、健康づくり課は、次の点を検討し、妊産婦や乳幼児を抱える保護者に、防災情報の提供や地域の防災組織等を紹介する機会やお知らせの場を充実させる。

- ① 転入、母子健康手帳の配布時及び乳幼児の定期健診時等を活用した家庭内備蓄や避難行動への備え並びに自治会・町内会及び自主防災組織や民生委員・児童委員の紹介
- ② 妊産婦や乳幼児を抱える保護者向けの防災研修会の開催

(2) 防災情報の迅速な発信の仕組みの充実

健康づくり課、こども未来課は、妊産婦や乳幼児を抱える保護者に災害発生時の防災情報を迅速かつ円滑に伝える方法を検討する。

(3) 防災情報発信環境の整備

危機管理室、人権庶務課及び関係各課は、災害時に、効果的な避難行動や適切な被災者支援が行われるよう、自主防災活動や避難所運営において、多様な世代・立場の女性や要配慮者等が発言・発信できる機会や仕組みづくりを研究・検討する。

第11節 災害に備えた体制整備

項目	担当
第1 消防力の強化	危機管理室、水道施設課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第2 救急救助対策	埼玉県南西部消防局
第3 医療救護対策	危機管理室、健康づくり課、埼玉県南西部消防局
第4 避難対策	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課、保育課、健康づくり課、まちづくり推進課、教育総務課、教育指導課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、各施設の管理者
第5 給水、食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	危機管理室、人権庶務課、障害福祉課、長寿はつらつ課、環境推進課、健康づくり課、上下水道部
第6 帰宅困難者対策	危機管理室、シティ・プロモーション課、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
第7 遺体の埋・火葬対策、防疫・清掃対策	地域づくり支援課、環境推進課、資源リサイクル課、総合窓口課、健康づくり課
第8 被災住宅対策	財産管理課、開発建築課
第9 文教対策	保育課、教育総務課、教育管理課、教育指導課、文化財課
第10 要配慮者の安全確保対策	危機管理室、地域づくり支援課、総合窓口課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞警察署、市社会福祉協議会
第11 女性や多様な視点の防災対策	危機管理室、人権庶務課、デジタル推進課、地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課
第12 ペット対策	環境推進課、県

第1 消防力の強化

1 消防施設、資機材の整備

消防局は、消防力の整備指針及び消防計画に基づき、消防施設、消防資機材の整備を図る。

危機管理室は、消防団の活動拠点となる詰所が新耐震基準を満たされるよう建て替え等の整備を促進する。

2 消防水利の整備

危機管理室は、消防局と協力し、消防水利の基準に基づき、防火水槽等の充実を図る。また、水道施設課も消防局と協力し、消火栓の設置及び維持管理の充実を図る。

特に、地震時は、水道施設の破損により消火栓が使用できないことが想定されるため、耐震性を有する防火水槽を整備する。また、危機管理室は、消防局と消防水利について情報の共有化を図る。

3 消防団の充実強化

消防団は、地域防災の中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図りつつ自主防災組織等の活性化も促進して地域防災力の充実強化を図る。

(1) 消防団員の確保

危機管理室は、消防団の活性化対策について計画し、消防団員の確保及び育成を図る。

- ① 若手リーダーの育成
- ② 地域との連携による消防団のイメージアップ戦略の展開
- ③ 女性消防団員の採用
- ④ 機能別団員制度の検討
- ⑤ 消防団協力事業所表示制度の活用
- ⑥ 消防団員の処遇改善の検討

(2) 消防団の施設・設備の整備

危機管理室は、消防団の活動拠点となる詰所、車両、資機材及び装備等の整備、充実を図る。

(3) 消防団員の活動能力及び技術の向上

危機管理室は、消防局と連携し、団員に対し消防活動や救助活動を効果的に行うための教育訓練を実施し、その活動能力及び技術の向上を図る。

また、教育訓練を受けた消防団員を活用し、自主防災組織等の教育訓練や地域の防災リーダーの育成を推進する。

第2 救急救助対策

消防局は、救急救助対策のため次の体制を整備する。

1 救急救助体制の整備

(1) 資機材の整備

同時に多数の救急救助活動ができるよう救出用資機材や応急処置のための医療用資器材を整備する。また、建設業者と協定を締結するなど連携を図る。

(2) 自主救護能力の向上

市民の自主救護能力の向上を図るため、救命講習等を開催し、応急救護知識・技術の普及活動に関するPR活動を推進する。

(3) 高層建築物等における救急救助体制の強化

消防法の定める高層建築物等の防火管理者に対し、消防訓練を通じて救急救助活動の指導を行い、救助救急体制の強化を図る。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位・経路

地域毎に医療機関の規模、位置及び診療科目等を基におよその搬送順位や道路被災を考慮した搬送経路を検討する。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター臨時離着陸場を考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立する。

(4) 効率的な出動・搬送体制の整備

大規模災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者が多数発生するため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

第3 医療救護対策

【資料編】 1－10 病院・救急診療所一覧

1 初期医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

健康づくり課は、地震発生時の医療救護班の編成等について、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会及び朝霞地区薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき効果的に実施できるよう努めるとともに、消防局、医療機関等と連携し、初動医療体制を確立する。

- ① 救護所の設置場所
- ② 医療救護班の編成
- ③ 医療救護班の出動
- ④ 医薬品、医療用資器材等の確保方法
- ⑤ 救護所の活動方法

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

健康づくり課は、災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための体制を整備する。

(3) 医療機関との通信体制の整備

健康づくり課は、危機管理室及び消防局と連携し、医療機関等と災害時に的確に連絡がとれるよう通信機器の整備、運用方法の確立、連絡方法の統一等を行うことを検討する。

2 後方医療体制の整備

健康づくり課は、救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と消防局間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を進める。

3 透析患者等への対応

健康づくり課は、県、医師会、各地域の公的医療機関等と協議し、人工透析等の継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

第4 避難対策

【資料編】 7－1 避難場所等一覧

1 避難計画の策定

(1) 要配慮者利用施設の避難計画

保育園、幼稚園、医療機関、社会福祉施設等の管理者は、施設の非常口、避難路等を確保し、施設利用者等を避難場所へ誘導又は搬送する体制を整備する。

福祉相談課、長寿はつらつ課、こども未来課、保育課、障害福祉課、健康づくり課は、これらの施設管理者に対して避難計画の策定を啓発する。

(2) 学校の避難計画

教育指導課は、児童・生徒の身体及び生命の安全を確保し、混乱なく、安全に避難させるために、各学校等の実態に即した適切な避難計画の策定を推進する。

(3) その他施設の避難計画

高層ビル、駅、大型店舗、公共施設及び社会教育施設等の管理者は、災害時に入館者、入居者等の安全を確保するために、各施設に災害の状況にあわせた避難情報の伝達方法、避難場所、避難誘導方法等を定めた避難計画を作成する。事業所は、従業員等の避難場所について取り決めておき、従業員等に周知させる。

消防局は、消防法第8条に基づくこれらの施設管理者に対して、避難誘導、避難施設の管理について消防計画に明記するよう指導する。

2 緊急避難場所・避難所の選定と確保

危機管理室は、災害（地震、大規模な火事、洪水、崖崩れ）時に市民その他の安全を確保するための緊急避難場所と住居を被災した市民等の避難生活を確保するための避難所を、学校、公民館、保育園、公園等から選定し、指定する。

緊急避難場所及び避難所の選定に当たっては、災害対策基本法の指定基準を踏まえ、災害危険性等を考慮して適宜見直しを行う。

■避難場所の種類

種 類	機 能
避 難 場 所	災害時に一時的に避難する場所。耐震性を有し、災害対策基本法による指定緊急避難場所（地震を対象）に該当する。 ※避難所、大雨洪水時の避難場所、広域避難場所の各施設を含む。
避 難 所	住居が被災した人などのための避難生活の場としての収容施設。 災害対策基本法による指定避難所に該当する。
大雨洪水時の避難場所	浸水や崖崩れが予測される地域及びその地域に近接する学校、公民館、保育園、市民センターを除いた高台等に位置する施設及び株式会社丸沼倉庫（上内間木682-1）、前田道路株式会社北関東支店（大字根岸字関尻771）、ジャムフレンドクラブ朝霞（膝折町4-13-33）、株式会社カインズ朝霞店（根岸台3-20-1）とする。 災害対策基本法による指定緊急避難場所（洪水、崖崩れを対象）に該当する。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアを行う二次的な避難所
広域避難場所	地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペース。 概ね10ha以上の空地（10ha未満の空地であっても、周辺に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む）、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。災害対策基本法による指定緊急避難場所（大規模な火事を対象）に該当する。

3 避難所等の整備

(1) 避難所内設備の整備

危機管理室は、内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に関する取組指針」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等を踏まえ、関係各課及び施設の管理者と協力して、避難所に指定した

施設について必要に応じ、スフィア基準を満たすことができるよう、次のような設備等の整備を進める。

- ① 炊事する場、炊き出し設備
- ② 避難所の規模や設備状況に応じた適切な冷暖房
- ③ 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、簡易ベッド、毛布、入浴設備等
- ④ 防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）

(2) 避難誘導設備の整備

危機管理室は、避難場所の周知のために避難場所周辺に誘導標識の設置や避難場所に避難場所表示板を設置する。

(3) バリアフリーの推進

施設管理者は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮したバリアフリーを推進する。

(4) 車中泊避難スペースの確保

危機管理室は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースの確保を検討していく。

4 避難路の選定と確保

危機管理室及びまちづくり推進課は、広域避難場所を指定した場合、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努める。

- ① 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険性の高い施設がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

5 避難活動の実践強化

(1) 避難所運営方法の検討

教育班、福祉班、市民班は、避難所生活が長期化した場合に備え、避難者による自主運営方法について検討する。

また、市職員の誰もが避難所運営に携われるよう訓練を実施し、避難所運営に関するマニュアルに反映するなどの充実を図る。

さらに、人権庶務課、障害福祉課、長寿はつらつ課と連携し、要配慮者や女性、性的マイノリティなど多様な人々に配慮した避難生活環境を充実させるため、避難所に関する最新の動向、指針、政策等を踏まえて避難所運営マニュアルの継続的な見直しを行う。

■要配慮者や女性等に配慮した避難所運営マニュアルの充実・強化の主な視点

- ① 福祉避難室用のスペースの設置方法、利用対象者の基準、福祉避難所との連携
- ② 更衣室や授乳室の設置、女性特有の物資の確保、要介護者及びアレルギー症状保有者等に配慮した対策
- ③ 女性をはじめ多様な世代・立場の市民が参画する避難所運営体制

(2) 地域との連携による避難所運営体制の強化

危機管理室は、朝霞市地域防災アドバイザーや自主防災組織等による避難所の自主運営体制や多様な世代・立場の市民等が参加する避難所運営体制を確保するため、次の取組を推進する。

- ① 避難所運営マニュアルの公表
- ② 避難所施設の管理者及び避難所自主運営組織のリーダー等への避難所運営マニュアルの周知
- ③ 自治会・町内会、自主防災組織、マンション管理組合等への避難所マニュアルの配布、マニュアルを用いた避難所運営訓練、避難所運営に関する勉強会等の促進

(3) 福祉避難所の整備

障害福祉課、長寿はつらつ課は、福祉避難所への要配慮者の受入れを円滑かつ的確に行えるよう、次の取組を進める。

- ① 通所施設等も含めて福祉施設との福祉避難所設置に関する協力協定の締結を推進し、福祉避難所の必要数の確保に努める。
- ② 介護サービス事業者等との災害協力協定の締結を推進し、福祉避難室や福祉避難所における専門介護スタッフや介護用品・資器材等の確保に努める。
- ③ 避難所に避難した要配慮者を、避難所内の福祉避難室、福祉避難所又は医療機関等に振り分ける判断基準（介護トリアージ）の導入を検討する。
- ④ 福祉避難所となる福祉施設に対し、福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れを含む災害時の事業継続計画の策定を支援するとともに、福祉施設同士の協力体制の整備を促進する。
- ⑤ 災害対策基本法に基づく指定福祉避難所に指定する際は、受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、指定福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が指定福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。

(4) 避難誘導方法の検討

危機管理室は、地区別防災カルテを活用し、自主防災組織、消防団、自治会・町内会に避難誘導についての協力を依頼するとともに、危険な場所の周知などの注意点や方法について情報を交換する。

(5) 地域対応班職員の指名

危機管理室は、年度ごとに地域対応班の職員を指名する。

地域対応班に指名された職員は自らの責務について認識し、所属するチームの役割分担、連絡方法について話し合っておく。また、訓練に参加して実践性を養うほか、防災倉庫のマスターキーを所持・保管しておく。

6 女性等に配慮した避難生活支援体制の整備

関係各課は、女性や子ども、要配慮者、性的マイノリティ等多様な人々が安全・安心な避難生活を送れる環境整備や防犯体制及び男女共同、福祉、多様な人々の視点による避難所運営体制の整備を推進する。

(1) 支援拠点及び人材の確保

人権庶務課、こども未来課、障害福祉課、長寿はつらつ課及び福祉相談課は、災害時に女性や子供、要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々の相談等に配慮した身近な対応がとれるように、地域防災拠点等に支援拠点を設置して女性や多様な人々に特化した被災者相談員を配置することを検討するとともに、拠点整備及び人材育成を推進する。

また、女性や多様な人々に配慮した物資の配備や支援体制を充実させるとともに、地域の中で調整できる連携体制を整備する。

以上のような女性や多様な人々に配慮した支援策を市民に周知するため、広報に努める。

(2) 学校との連携体制の確保

教育指導課は、避難所となる小学校等と避難所施設担当職員が平時から子どもの避難生活支援等について協議を行っておくとともに、学校が管理する在籍児童・生徒の要配慮データ（アレルギー等の状態等）を個人情報に配慮しつつ災害時の避難所運営等に利用できる仕組みを整備する。

(3) 民間企業との連携

産業振興課は、災害直後の子どもの安全確保等について、市内の商店・企業の支援を受けられる仕組みを検討していく。

(4) 避難所の見守り体制の確保

危機管理室及び人権庶務課は、朝霞消防署、朝霞市消防団等と連携し、市の女性職員、地域の女性リーダー、女性消防団員、女性防災士等を中心とした避難所の見守り・巡回体制の整備を推進する。

教育班、福祉班、市民班は、災害時の巡回の受入れについて配慮する。

第5 給水、食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備

- 【資料編】 4 災害応援協定一覧
 - 6-1 応急給水所開設場所一覧
 - 6-2 小中学校受水槽施設一覧
 - 6-3 防災備蓄倉庫一覧

1 給水体制の整備

(1) 給水計画の策定

上下水道部は、災害時に浄水場・配水池等から飲料水等を供給するために、他の水道事業者等と応援方法、供給要員、必要資機材、給水拠点等について協議をして、給水計画を策定する。

■1日あたりの目標給水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水量
4日から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から20日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
21日以降	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(2) 応急給水設備の整備

上下水道部は、地震等に伴う上水道施設の被害による水供給の停止に備え、応急給水設備を整備する。また、指定避難場所等の施設を管理する関係各課は、施設の改修時等に応急給水設備の整備に努める。

各公共施設の管理者と協力し、非常時の飲料水を確保するため受水槽に緊急遮断装置の設置に努める。

(3) 給水体制の整備

上下水道部は、被災者に給水活動が行えるよう給水車、給水タンク、給水袋、ポリタンク、応急給水栓を整備するとともに、資機材の定期的なメンテナンスを行う。

また、販売業者等から給水用資機材の供給が受けられるように協力体制を整備する。

(4) 災害時用井戸の整備

上下水道部は、既設の水道事業用の井戸に応急給水設備を整備する。

また、危機管理室は、地下水を使用している民間事業者等と、災害時における井戸水の供給に関する協力が得られるよう協定等の締結に努める。

その他、施設管理者等に、災害時用井戸の設置、協力について推奨していく。

(5) 検水体制の整備

上下水道部及び環境推進課は、災害時における水源について、飲用の適否を調べるため、保健所等の検査機関等との協力体制を確立する。

2 食料・物資等の供給体制の整備

(1) 食料備蓄計画の策定

危機管理室は、次のような食料等備蓄計画を策定する。

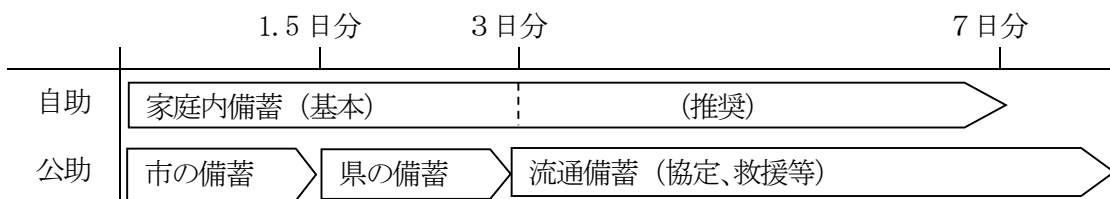
- ① 食料の備蓄は、県、市、市民がそれぞれ行うものとし、地震被害想定調査で想定した避難者数を基準とした目標とする。

■備蓄の目標

	県	市	市民	計
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分 (推奨1週間)	6日分
災害救助従事者	3日分	3日分	—	—

(注) 県の備蓄量は県が想定した東京湾北部地震の避難者数が基準となり、市及び市民の備蓄量は、市が想定した朝霞市直下の地震の予測避難者数を基準とする。

■物資確保の役割区分



- ② 備蓄品目は、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとし、例示すると以下のとおりである。

■食料の備蓄品目の例示

主食品：アルファ米、乾パン、クラッカー等 乳児食：粉ミルク、離乳食等 その他：保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等
--

- ③ 乳児や高齢者、障害のある人等の要配慮者に配慮して、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品の供給にも留意する。

■想定される主な市の備蓄必要量（令和6年度現在）

	想定必要量（※1）	備 考
避難所避難者数（人）	10,000	冬季18時風速8m/s（ t° -7時）
断水人口（人）	65,000	
下水道支障人口（人）	3,700	
非常用食料（食）	45,000	1.5日分として＝避難所避難者数×4.5食
お粥（食）	6,700	高齢者・幼児・病人用（1日分）（※2）
毛布（枚）	20,000	1人2枚（6歳未満1枚）（※3）
仮設トイレ等（個）	1,300	断水人口を対象（※4）
	80	下水道支障人口を対象（※4）
	210	避難所避難者を対象（※4）

※1 令和5年度の朝霞市直下の地震被害想定調査による。

※2 令和6年1月1日現在の70歳以上の人口構成比15.3%、6歳未満5.1%であり、その合計20.4%に病人を見込んで1割増して22.4%とする。

※3 令和6年1月1日現在の6歳未満の人口構成比5.1%から計算

※4 50人あたり1個として換算（平成28年4月 内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」）

(2) 生活必需品備蓄計画の策定

危機管理室は、次のような生活必需品備蓄計画を策定する。

- ① 食料に準じて、地震被害想定調査で想定した避難者数等を基準とした目標を設定し、県、市、市民の3者で備蓄する。
- ② 備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、間仕切りや、簡易トイレ・ウェットティッシュ等の衛生用品など、避難所生活を想定した物資等について備蓄する。

■生活必需品の備蓄品目の例示

食料（レトルト食品、インスタント食品、カンパン）、飲料水（1日1人3ℓ）、ほ乳瓶、毛布、救急医療セット、担架、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ラジオ、救出工具、点火用具、炊飯装置、仮設・簡易トイレ、ろ水機、給水袋、防水シート、テント、石油ポンプ、発電機、投光器、ヘルメット、メガホン、住宅地図、車イス、簡易ベッド、紙おむつ、杖、燃料（ガソリン）、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等

- ③ 危機管理室は、人権庶務課、健康づくり課、障害福祉課、長寿はつらつ課等と連携し、女性や要配慮者等の多様な人々に配慮した備蓄物資について、備蓄場所や数量、品目（乳幼児・アレルギー対応等）等を検討し、備蓄計画を見直していく。

また、避難所以外で避難生活を送る女性や子ども、多様な人々の在宅避難者にも、物資が円滑に提供できる体制を検討していく。

(3) 家庭における備蓄の推進

危機管理室は、災害発生当初の食料、飲料水、物資の家庭内備蓄の必要性について、広報あさか、防災パンフレット等で、市民への啓発活動を行う。

また、事業所についても食料、飲料水、必需品を備蓄するように広報する。

(4) 協定の締結推進

危機管理室は、食料、生活必需品について、市内の農協、大手スーパー等の民間業者、団体等と流通備蓄の優先的供給を受けられるように協定の締結に努める。

(5) 集積場所の確保等

危機管理室は、関係機関と協力し、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）の中から災害時救援物資集積場所を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておくものとする。

また、国の物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄情報や物資集積所を登録、共有し、県の備蓄等の活用を図る

3 医療救護資器材、医薬品の供給体制の整備

(1) 備蓄計画の策定

健康づくり課は、次のように医療救護資器材、医薬品の供給体制を整備する。

- ① 備蓄は、市が行い、県が補完するものとする。備蓄目標は、地震被害想定結果に基づく被害数を目安とする。
- ② 備蓄品目は、災害用医療資器材セットと軽治療用医薬品とする。
- ③ 朝霞地区医師会等と協力して、防災備蓄倉庫に備蓄してある救急セットのほか、保健センター等に災害時のための医薬品、医療用資器材を備蓄する。また、それらの定期的な保守点検を行う。
- ④ 乳幼児、女性、高齢者及び障害のある人に配慮した医薬品等の備蓄を行う。

(2) 調達体制の整備

健康づくり課は、市内の薬局、医薬品業者等と連携するとともに、厚生労働省、県、近隣市町村及び関係業者と協議し、調達体制の整備を行うなど医療救護資器材、医薬品の調達体制を整備する。

第6 帰宅困難者対策

1 市民等への啓発

危機管理室は、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点について市民に啓発する。

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（リュック、スニーカーなど）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路を日頃から確認しておくこと
- ② 無理な帰宅行動は、自身の安全に危険をもたらす可能性があるばかりでなく、消火活動や救出活動などの災害対応業務に支障をきたすため、帰宅の判断は慎重に行うこと
- ③ 災害時伝言ダイヤル171等を利用した家族安否等の確認の方法
- ④ 地域での救出救護に協力すること
- ⑤ 飲料水や軽食品等の携行に心がけること
- ⑥ ホームページやX等を利用した情報の入手方法

2 関係機関との連携

(1) 鉄道事業者

- ① 鉄道事業者は、関係機関等と連携し、災害時における避難誘導についての計画を立案するとともに、円滑な避難誘導ができるよう、訓練を実施する。
- ② 危機管理室は、交通機関途絶による帰宅困難者に対する情報の提供方法等について、鉄道事業者と協議する。

(2) 事業所等への要請

危機管理室は、職場や学校などで帰宅困難となった従業員や生徒等に対し、適切な対応を行うことができるよう、事業者等に次の点を要請する。

- ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料、情報の入手手段の確保
- ② 水や食料、毛布などの備蓄及び仮泊場所等の確保
- ③ 周辺地域との協働

3 情報発信手段の確保

危機管理室及びシティ・プロモーション課は、発災時に市外等にいる市民が無理な帰宅行動を起こさずにすむよう、市内の被災状況や一時滞在施設等についての情報を発信する手段を整備する。

第7 遺体の埋・火葬対策、防疫・清掃対策

1 遺体処置体制の確立

(1) 警察との連携

地域づくり支援課は、災害発生時に遺体の捜索、検案所までの搬送、検案後の遺体安置所までの搬送などを円滑に行うために、災害時の遺体の処置に関して警察との協議を行う。

(2) 医師会、歯科医師会との連携

地域づくり支援課、健康づくり課は、朝霞地区医師会及び朝霞地区歯科医師会と遺体検案の資格を有する医師等の派遣方法や検案場所等について協議する。

(3) 葬祭業者との連携

地域づくり支援課、総合窓口課は、災害により死亡した遺体を安置するために、納棺に必要な納棺用品と納棺作業等の支援について、市内の葬祭業者等と協議し協定の締結等を行う。

2 防疫対策

(1) 防疫活動体制の確立

環境推進課は、被害の程度に応じ迅速に防疫活動が行えるよう動員計画を樹立する。

(2) 防疫用資機材の調達

環境推進課は、消毒薬剤の確保計画について、薬剤販売業者等を把握し、入手方法等についてあらかじめ協議を行う。

3 し尿収集・処理体制の整備

資源リサイクル課、環境推進課は、災害時に仮設トイレ等のし尿を収集・処理を円滑に行うために、衛生業者等を把握するとともに、確保できる収集車両や収集能力などを検討する。

4 廃棄物収集処理体制の整備

資源リサイクル課は、災害時に大量に発生する災害廃棄物を処理するための処理業者等を把握するとともに、収集車両等の確保について検討する。

また、県、周辺市及び関係団体と災害時の廃棄物処理に対する協力関係の強化を図る。

第8 被災住宅対策

【資料編】 2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱

1 応急危険度判定体制の確立

開発建築課は、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定を行うために、県が行う判定士の講習会への参加等、応急危険度判定に対する体制を整備する。

また、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 用地の確保

財産管理課は、被災者の生活確保のために応急仮設住宅を建設する用地をリストアップする。建設用地は、ライフラインの設置や生活条件、交通条件を考慮し適切な場所を選定する。私有地については、土地所有者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

(2) 応急仮設住宅の確保

財産管理課は、関係各課・施設と協力し、小規模な災害の場合に備え、応急仮設住宅とする公民館等の公共施設等をあらかじめ選定する。大規模な災害発生時の応急仮設住宅は、県が主体となって資機材の調達、建設を実施する。

第9 文教対策

1 学校等の災害対策

(1) 市立学校の対策

教育総務課は、学校施設の耐震化を図る。

教育指導課は所管する学校を指導及び支援し、災害時の避難所開設、運営、閉鎖など管理運営協力マニュアルの作成、応急教育計画の策定をはじめとする事前対策を推進する。

教育総務課及び教育管理課、教育指導課は教材用品の調達及び配給の方法について、学校と連携して、あらかじめ計画する。

(2) 私立学校の対策

教育管理課は、市立学校の例に準じて計画を作成するよう要請する。

(3) 校長等が行う災害対策

- ① 災害時における校舎等の状態を想定し、応急教育計画を検討するとともに、指導方法等についてのマニュアルを整備するよう努める。
- ② 学校等の立地条件を踏まえ、園児、児童・生徒の安全を確保するための避難計画を策定するとともに、迅速な避難行動がとれるよう避難訓練を実施する。
- ③ 園児・児童・生徒への防災教育を実施するとともに、災害時における保護者等との連絡体制を確立し、その周知を図る。
- ④ 市の地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ⑤ 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ⑥ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ⑦ 学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。

2 保育園等の災害対策

(1) 公設保育園

保育課は、災害発生に備えて次の対策を行う。

- ① 引渡しカード(仮称)を作成し、緊急避難先(第1避難所、第2避難所)を事前に指定し、引き取り可能な保護者(親類含む)の事前指定を行う。
- ② 応急保育実施時における育児経験者ボランティア活用の広報を行う。
- ③ 災害発生に備えて、食料、粉ミルク、紙おむつ、簡易トイレ等の食料、生活必需品の備蓄を行う。
- ④ 保護者からの安否確認等に対応するための情報伝達手段を検討し、安否確認等の対応方法を周知する。

(2) 民設保育園等

保育課は、公設保育園の例に準じて、災害対策を講じるよう、要請する。

(3) 幼稚園

保育課は、公設保育園の例に準じて、災害対策を講じるよう、要請する。

3 文化財の災害対策

文化財課は、市内に存在する文化財に対して、過去の事例等を踏まえ、特に火災等による滅失及びびき損を防止するため、県教育委員会、消防、警察等の関係機関と協力して、所有者、管理者等に対し、次の予防対策を推進する。

- ① 防火管理体制の整備
- ② 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応
- ③ 火災発生時における措置の徹底
- ④ 警報設備(火災報知器等)の整備
- ⑤ 消防設備(消火器等)の整備
- ⑥ その他(文化財所有者等との連絡網の整備、文化財の災害に対する啓発活動、管理・保護についての助言・指導、関係者(所有者、管理者)の研修、防災施設の整備に対する助成)

第10 要配慮者の安全確保対策

- 【資料編】 1-8 社会福祉施設一覧
 1-9 高齢者福祉施設一覧
 7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設

1 在宅要配慮者の安全確保

危機管理室、障害福祉課及び長寿はつらつ課、地域づくり支援課、福祉相談課は、災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府、令和3年5月)に基づき、地域防災の担い手(消防局、警察署、社会福祉協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等)と連携して個々の避難行動要支援者の避難支援体制の確立に努める。

(1) 在宅の避難行動要支援者の支援体制の整備

在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者台帳(名簿登録者のうち避難支援等関係者への情報提供に同意をいただいた方の台帳)」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。

なお、「名簿」及び「避難行動要支援者台帳」については、避難行動要支援者の個人情報であるため、その取扱いには十分配慮するものとする。

① 避難行動要支援者名簿の作成（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者名簿に掲載する要支援者の範囲は次のとおりとする。

- ア 75歳以上の者のみで構成する世帯に属するもの
- イ 要介護1以上の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級から3級のものと及び4級で種別が第一種のもの
- エ 療育手帳の交付を受けている者で、その障害程度の等級が○A又はAのもの
- オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級又は2級のもの
- カ 難病に係る医療費の助成を受けている者
- キ 障害支援区分の認定を受けている者
- ク 前各号に掲げる者のほか、本人又は避難支援等関係者からの申出により、支援が必要と認められたもの

② 名簿作成に必要な個人情報の入手等（災害対策基本法第49条の10第1項、第3項、第4項）

避難行動要支援者に該当する者について、市や県が管理する要介護認定者リストや障害者手帳交付台帳等を集約し、次の事項を記載した避難行動要支援者名簿を整備する。

なお、支援者（④参照）へ提供する名簿については、本人の同意を得ることとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障害者等級等）
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また、支援者が使いやすく、より効果的な避難支援が行える名簿とするため、次の点を実施することを検討する。

- ア 要支援者の個別調査結果、要介護度や障害支援区分等の認定調査結果等の名簿への掲載について工夫する。
- イ 支援者への名簿の提供について要支援者の同意を確認する際には、同居家族の状況を調査する。家族による支援の要否を確認するほか、デイケア等の通所施設の利用状況等を把握する。また、家族による支援や施設の利用状況を考慮して支援の優先度を検討する。
- ウ 支援者への名簿の提供について要支援者の同意を確認する際には、同意の有無に関わらず、すべての確認書の回収に努め、返事がない場合は民生委員児童委員や地域包括支援センター等の職員が訪問する等の対策を検討する。

③ 名簿の更新（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者名簿は、毎年度更新を行う。また、情報管理システムを導入して一元管理するなど更新事務の効率化を検討する。

④ 避難支援関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援関係者は、消防署、警察署及び市社会福祉協議会のほか、朝霞市地域防災担い手ネットワークの核となる次に掲げる者とする。

- ア 埼玉県南西部消防局
- イ 朝霞警察署
- ウ 市社会福祉協議会
- エ 民生委員児童委員
- オ 自治会・町内会（自主防災組織）
- カ 消防団（各分団）
- キ その他市長が定める者

- ⑤ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置（災害対策基本法第49条の12）
 避難支援関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう次の点について説明や指導を行う。

ア 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解	イ 必要以上の名簿の複製の禁止
ウ 施錠可能な場所への名簿の保管	エ 団体内部での名簿取扱者の限定
オ 名簿の取扱状況についての市への定期報告	

- ⑥ 円滑な避難のための情報伝達の配慮（災害対策基本法第56条第1項・第2項）
 避難行動要支援者名簿を活用した円滑な避難が行われるよう、次の点に配慮した情報伝達体制の整備に努める。

ア 高齢者や障害のある人等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達できる手段や伝達内容
イ 高齢者や障害のある人等が必要な情報を選択し、受信できるシステム（情報選択型の登録制メール配信サービスなど）の活用
ウ 日常生活を支援する機器（受信メールを読み上げる携帯電話等）の活用

- ⑦ 避難支援関係者の安全確保（災害対策基本法第50条第2項）
 避難支援関係者は、本人及び家族等の生命及び身体等を守ることを第一とし、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うことを前提とする。

このため、平時から避難支援関係者へ災害危険区域や被害想定等の情報を提供し、また、訓練等を通じて安全な避難支援活動ができるように指導する。また、状況によっては避難支援関係者等が避難を支援できない可能性があることなどについて、避難行動要支援者の理解を促進する。

- ⑧ 情報の共有・活用体制の整備

避難所を被災者の支援拠点として位置付け、避難所と本庁が安否確認結果を共有する方法を検討する。また、集約した安否確認情報を、要配慮者の避難生活期の状況把握や支援体制の構築に活用することを検討する。

(2) 個別避難計画の作成

民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織、地域包括支援センター等と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を推進する。

作成に当たっては、災害リスクや要介護度の高い避難行動要支援者を優先し、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら進める。

また、個別避難計画には、名簿情報に加え、災害時に避難支援を行う者（避難支援等実施者）、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応など地域の実情に応じた内容を記載する。

その他、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性を確保し、両計画の一体的な運用が図られるよう調整に努める。

なお、個別避難計画は、避難行動要支援者ごとの避難支援の実施計画であり、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援の同意を得て作成するものである。

(3) 緊急通報システムの普及

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの普及に努める。

(4) 防災基盤の整備

第4の3「(3) バリアフリーの推進」による。

(5) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリ
の設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び
調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者
の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

(6) コミュニティ支援ボードや聴覚障害者災害時援助用バンダナの普及

要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかる
コミュニティ支援ボードや聴覚障害者災害時援助用バンダナを普及させる。

(7) 防災教育及び訓練の実施

災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布、ホーム
ページなどのインターネット活用などを行う。

また、要配慮者に地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、
市民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

さらに、避難支援関係者と避難行動要支援者が協力し、安否確認や搬送等を行う訓練を実施す
る。

その他、防災訓練への要配慮者の参加を促進するため、多様な広報活動を行う。

(8) 地域との連携

① 役割分担の明確化

市内をブロック化し、地域防災の担い手、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等
の地域資源を確認してその役割分担を明確にするとともに、日常から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等と
の連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も
図る。

③ 見守りネットワーク等の活用

高齢者、障害のある人等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安
否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立す
る。

また、地域の防犯活動、社会福祉活動等とも連携し、災害時の要支援者の支援活動を一体的
に行えるよう、コミュニティの強化を図る。

④ 支援の担い手の確保・支援体制の充実

地域防災の担い手ネットワークの核となる自治会・町内会（自主防災組織）、消防団及び民生
委員児童委員のほか、次のような市民や団体等との連携体制の整備に努め、要配慮者の支援体
制の充実を図る。

- | |
|--|
| <p>ア 中学生、高校生、大学生等も参加できるよう、日頃から地域の中で連携しあえる環境
の整備を進める。</p> <p>イ マンション居住の要配慮者を円滑に支援するため、マンション管理組合を支援の担い
手とすることを検討する。</p> <p>ウ 要支援者と支援者の信頼関係を構築するため、高齢者等のサロン活動や老人クラブ活
動を充実させる。また、要支援者がサロン活動や老人クラブ活動等の場を訪問し、避難
行動要支援者名簿制度等について広報する。</p> |
|--|

(9) 相談体制・ケア体制の確立等

災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるように日常から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けたり、避難生活でのケアが必要となった被災者に対してメンタルケアや専門的なケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、介護士、ヘルパー、保育士、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておくとともに、災害時の活動等について意見交換を行う環境の整備に努める。

(10) 庁内の防災・福祉・自治振興の連携

市の防災担当、高齢者・障害福祉担当及び自治振興担当等が横断的に連携し、平時から災害発生後の復旧・復興に至るまで地域の防災・福祉・コミュニティ対策が一体となった効果的な支援体制づくりを推進する。

2 社会福祉施設入所者の安全確保**(1) 施設管理者**

施設管理者は、所管施設の耐震化を図るとともに、以下の対策を行うものとする。

① 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」とどまらず、大規模な災害の発生も想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

② 緊急連絡体制の整備**ア 職員参集のための連絡体制の整備**

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、職員の緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう入所者家族等への緊急連絡体制を確立する。

③ 避難誘導體制の整備

第4の1の「(1) 要配慮者利用施設の避難計画」による。

④ 施設間の相互支援システムの確立

県及び市は、被災していない施設への一時的避難や職員の応援など地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

⑤ 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

⑥ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を目安に、備蓄に努めるものとする。

■社会福祉施設における備蓄物資

- ・非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（最低3日分、推奨1週間分）
- ・飲料水（最低3日分、推奨1週間分）
- ・常備薬（最低3日分、推奨1週間分）
- ・介護用品（オムツ、尿とりパッド等）（最低3日分、推奨1週間分）
- ・照明器具
- ・熱源（携帯カイロ、湯たんぽ等）
- ・移送用具（担架・ストレッチャー等）

⑦ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び市はこれを促進する。

⑧ 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

⑨ 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(2) 市

福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課及び消防局は、次の対策を実施する。

① 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ連絡網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

② 地震対策を網羅した消防計画の策定

消防法第8条に基づく消防計画に地震対策を明記し、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

県の行う県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援したりするなど地域内の施設が相互に支援できる体制の確立に協力する。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

3 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

総合窓口課は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における住民基本台帳への登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

危機管理室は、避難場所の表示等災害に関する案内について、外国語の併記表示に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

危機管理室は、地域づくり支援課と連携し日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

危機管理室は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

総合窓口課は、地域づくり支援課と連携し、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第11 女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策

1 復旧・復興支援体制の整備

関係各課は、災害時の復旧・復興段階において、家庭生活を速やかに復旧させ、支援の担い手が支援活動に従事しやすくなるよう、次の環境整備を推進する。

(1) 災害時の保育支援

保育課は、保育園や幼稚園、放課後児童クラブ等に対し、防災マニュアルと業務継続計画を協調させながら、災害直後の情報発信、保護者が帰宅困難者となった場合の預かりルール、避難生活が長期化した場合の一時預かり支援等を検討するよう働きかけていく。

また、保育士、看護師、公務員等のOBが、災害時に保育や子育て支援に活躍できるよう、人材確保や登録制度の整備等を検討していく。

(2) 災害時の子育て支援

こども未来課、保育課は、市内だけでなく県内の広域的に子育て支援関係のNPOや民間企業等から災害時の協力が得られるよう、次の点を検討して災害協定の締結や官民連携等を推進する。

- ① 子どもの一時預かりの仕組みや、避難所等における子どもの遊戯等の支援が得られる体制
- ② NPO等の団体育成や官民が連携した大規模災害時の子育て支援の実施方法

また、ひとり親家庭や災害孤児等への対応についても、県内の広域的な連携による支援策を検討していく。

2 人権を確保するための体制整備

人権庶務課は、DV等や多様な性の人々に対する被害を防止するとともに、次のような体制の整備を推進する。

(1) 女性センターの役割

災害時における人権庶務課が果たすべき役割・機能について、関係部署、朝霞市男女平等推進審議会等も含めた議論を進め、地域防災計画への位置づけを明確にするとともに、相談体制の維持、DV等や多様な性の人々の人権への配慮をするための取組についても検討する。

(2) 災害時のDV対策

人権庶務課は、デジタル推進課、総合窓口課と連携し、災害時に、DV被害者に不利益のないよう、個人情報を適切に取扱う仕組みと相談体制を整備する。

- ① DV被害者に関する安否情報システムへの問合せ等に対し、加害者に情報が提供されない仕組み
- ② NPO・NGO等と連携した、災害時のDV等の相談体制

3 女性等の防災リーダーの育成

危機管理室は、関係各課と連携し、女性や多様な性の人々などの視点からの意見が災害対策に反映される体制づくりを推進する。

(1) 女性等の意識改革の促進

人権庶務課は、女性や多様な性の人々が当たり前に意見を出せる意識を醸成し、防災への女性等の参画の必要性を女性等自身がしっかり理解するよう、普及啓発を推進する。

(2) 女性等の防災リーダーの育成

危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性等の防災リーダーの発掘・育成を行う。

- ① 男女共同参画や人権の視点を踏まえた研修等の機会の拡大と女性等のリーダーの発掘・育成。
- ② 様々な機会や団体等との連携を活用した防災の視点をもつ女性等のリーダーの継続的な育成
- ③ 市内で活動するNPO・NGO等の女性等のリーダーを対象とした防災の視点をもつ女性等のリーダーの育成研修
- ④ 各自主防災組織に女性等の役員の登用、育成の促進

(3) 女性等の防災リーダーの育成対策の整備

危機管理室、人権庶務課は、女性等の防災リーダーを育成する体制を整備する。

- ① 女性等の防災リーダーの支援を行う体制づくりを検討する。
- ② 各分野の関係者と連携した、男女共同参画で防災に取り組む体制づくりを検討する。
- ③ 災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において、女性の役員、委員及びリーダーを登用されるほか、女性や多様な人々の視点での意見や配慮等が対策に反映され、かつ指揮・調整できるよう、行政の機能と体制を検討する。

(4) 男性リーダー等の意識改革

危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性等の視点の防災対策を整備、普及するため、男性リーダーの理解を得る工夫を施した次の取組を推進する。

- ① 男性リーダー等に対する自主防災リーダー養成講座や防災訓練等を活用した女性や多様な性の人々の参画の重要性についての普及・啓発
- ② 性別による役割を固定しない訓練の促進
- ③ 男女共同参画の視点、こどもの視点、要配慮者・性的マイノリティ等の多様な性の人々の人権への配慮などについて理解を得るための継続的な学習

第12 ペット対策

環境推進課は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるよう、マイクロチップ又は迷子札等の装着を促進する。

また、ペットの受入が可能な指定避難所、ペット防災手帳を飼い主に普及し、円滑なペット同行避難を啓発する。

第12節 水害予防対策

項目	担当
第1 河川施設の整備	道路整備課
第2 雨水対策の推進	下水道施設課、公共施設の所管課
第3 浸水想定区域の周知徹底	危機管理室
第4 水防体制の整備	危機管理室、道路整備課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、県、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所
第5 流域治水等の推進	危機管理室、道路整備課、下水道施設課、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所
第6 地下空間対策	危機管理室、開発建築課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第7 要配慮者利用施設等の対策	危機管理室

第1 河川施設の整備

道路整備課は、総合治水対策における河川改修について、国・県に要望し、協力する。
また、市管理の水路の改修やポンプ場の整備・充実を図る。

第2 雨水対策の推進

【資料編】5-2 内水ハザードマップ

1 雨水流出抑制対策の推進

市及び関係機関は、都市型の水害を防止するため、公共施設において雨水流出抑制対策を推進する。

また、下水道施設課は、新たな住宅等の開発にあたっては、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、浸透トレンチ（浸透ます）等、貯留施設の設置を指導する。

2 雨水対策施設の整備

下水道施設課は、下水道（雨水管）の計画的な整備と維持管理を推進する。また、豪雨時のマンホール蓋の浮上による転落を防止するため、圧力開放型マンホール蓋への取替を推進する。

3 止水板の設置支援

下水道施設課は、過去に浸水被害が発生した区域又は発生のおそれがある区域の住宅、店舗等に設置する止水板について工事費の補助を行う。

4 浸水危険箇所の周知

下水道施設課は、「朝霞市内水（浸水）ハザードマップ」を市民等に配布するとともに、浸水危険箇所の周知、集中豪雨への備え及び豪雨時の適切な避難行動の周知徹底を図る。

第3 浸水想定区域の周知徹底

【資料編】 5-1 浸水想定区域

危機管理室は、荒川、新河岸川及び黒目川について、市が作成した水害ハザードマップ等により、河川のはん濫により想定される浸水区域や浸水深及び避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡体制など、市民・事業所等に対し周知徹底を図る。

第4 水防体制の整備

危機管理室、道路整備課、消防局及び消防団は、大雨時の情報連絡、参集・配備・警戒活動について、連携を強化する。また、国土交通省荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、県、隣接市とも、情報連絡、水防活動等について連携の強化を図る。

第5 流域治水等の推進

危機管理室、道路整備課、下水道施設課は、減災対策協議会が策定した水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災に係る取組方針を推進し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な排水に関する取組に努める。また、荒川水系流域治水協議会が策定した流域治水プロジェクトを推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策に努める。

第6 地下空間対策

危機管理室は、浸水想定区域内外に関わらず、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）及び地下に居室や駐車場等を有する施設（以下、本項において「地下保有施設」という。）の分布を把握するために、既存建築物については消防局と協力して特定防火対象物リスト等から、また、これから建設される地下保有施設については、開発建築課と協力して建築確認申請等から情報を得て、地下保有施設のリストを作成し、これらの施設の所有者又は管理者に対して、洪水警報や避難指示等を、消防団等と協力して、迅速に伝達する体制を確立する。

また、危機管理室は、水防法の規定に基づき、浸水想定区域内における地下街等の名称、所在等を本計画の資料編に掲載するとともに、所有者又は管理者に対し、国土交通省令に則した洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止に必要な訓練等に関する計画を作成し、又は自衛水防組織を設定して、速やかに市長に報告し、計画を公表するよう指導する（水防法第15条第3項）など、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講じるものとする。

第7 要配慮者利用施設等の対策

【資料編】 7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設

危機管理室は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設及び洪水時等に浸水防止を図る必要がある大規模工場等がある場合、水防法に基づきそれらの施設の名称及び所在地等を本計画（資料編）に掲載し、当該施設の管理者に対して同法に基づく次の措置を講ずるよう指導する。

1 要配慮者利用施設の対策

本計画に記載された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の利用者を洪水時等に円滑、迅速に避難させるために必要な訓練等に関する計画（避難確保計画等）の作成及び訓練の実施並び

に自衛水防組織の設置に努める。

また、計画を作成若しくは変更し、又は自衛水防組織の設置若しくは当該組織の構成員等の変更を行った場合は、速やかに市長（危機管理室）に報告する。

2 大規模工場等の対策

本計画に記載された大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時等の浸水防止を図るために必要な訓練等に関する計画の作成及び訓練の実施並びに自衛水防組織の設置に努める。

また、計画を作成若しくは変更し、又は自衛水防組織の設置若しくは当該組織の構成員等の変更を行った場合は、速やかに市長（危機管理室）に報告する。

第13節 複合災害予防対策

項目	担当
第1 複合災害に関する知識の普及	危機管理室、各課、全機関
第2 防災施設等の整備	危機管理室、各課
第3 複合災害時対策の検討	危機管理室、各課

第1 複合災害に関する知識の普及

市及び防災関係機関は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があること、さらに、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを認識し、共有する。

危機管理室は、市民に対して、国、県等が実施する様々な複合災害の想定に関する知識について周知を図る。

第2 防災施設等の整備

1 防災施設等の整備等

危機管理室及び関係各課は、大規模地震と大規模水害の複合災害等が発生した場合にも防災上重要な施設ができるかぎり使用可能となるよう施設の配置を検討し、整備を推進する。

各課は、複合災害により庁舎や出先事務所等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

2 非常時情報通信の整備

危機管理室は、県、警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等との間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有できるシステムを検討する。

第3 複合災害時対策の検討

危機管理室は、大規模地震後に大規模水害等が発生するおそれがある場合に、タイムラインに基づく応急対策の実施要領について検討する。

また、関係各課と連携し、市外への広域避難に備え、避難先、輸送手段等の避難対策、医療体制、物資等の確保体制、要配慮者対策等についても検討する。